令和3年塩尻市議会3月定例会 福祉教育委員会会議録

〇日 時 令和3年3月10日(水) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

○審査事項

- 議案第 7号 塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第 10号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例
- 議案第 11号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例
- 議案第 12号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例
- 議案第 13 号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 25号 令和3年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費(6項保健体育費2目体育施設費のうち総合体育館運営事業を除く)
- 議案第 27号 令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計予算
- 議案第 28号 令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 29号 令和3年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算
- 議案第 34号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市 民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医 療運営費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対 策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費 (6項保健体育費2目体育施設費のうち総合体育館建設事業及び総合体育館運営事業を除く)

○出席委員

委員長 赤羽 誠治 君 副委員長 青柳 充茂 君 委員 丸山 寿子 君 委員 柴田 博 君 委員 金子 勝寿 君 委員 西條 富雄 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長 小松 秀典 君

議会事務局次長 赤津 廣子 君

議事総務係長 佐原 守 君

午前9時57分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員は全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶をお願いします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御 提案をしてあります各議案につきまして、よろしく御審査をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について、青柳副委員長から説明いたします。

〇副委員長 今回の委員会は、本日 10 日と 11 日の 2 日間行い、明日 11 日の委員会の終了後、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場、コールセンター、冷凍庫等の見学を行い、その後、全員協議会室に戻り委員会協議会を行いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては、円滑な議事進行のため委員長の指名を受けたもののみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう、御協力をお願いします。 発言に際しましては、マイクを通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第7号 塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第7号塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料の 20 ページをお願いいたします。議案第7号塩尻市立保育所に私的契

約により入所する者の保育料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことなどから、必要な 改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、保育料の決定に係る市町村民税の計算におきまして、ひとり親控除が創設されたことに伴いまして、未婚のひとり親に係る規定を削除するものでございます。

3の条例の新旧対照表については21ページを御覧ください。対照表の右側、現行の欄にありますように、別表の下に定めていた、21ページの備考第1項と、おめくりいただきまして22ページの備考第5項をそれぞれ削除させていただきます。

資料 20 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等につきましては、公布日施行、令和 3 年 9 月分の保育料から適用とさせていただきます。

補足説明をさせていただきますと、条例の名称にあります私的契約は保育園に入園できる用件を満たさない児童、つまり保育に欠けていない児童を、定員に余裕があり、引き受けることができる場合に限り、保育園に入園できることを指しております。この私的契約で保育を受けた場合の保育料については、国の補助がある一般的な入所者に比べ高額な保育料をいただかなければなりません。高額な保育料がひとり親にとっては、さらに重い負担となる恐れがあります。そのため、これまでは、離別または死別したひとり親、いわゆる寡婦控除により負担軽減が図られておりました。一方、未婚のひとり親、いわゆるシングルマザーやシングルファーザーにつきましては、各同様の軽減措置がありませんでした。このため、本市では平成30年度から子ども・子育て支援法施行令に基づきまして、未婚のひとり親を寡婦とみなす、みなし寡婦という制度を設けまして、保育料の負担軽減に努めてまいりました。今般の地方税法の改正によりまして、子どもの貧困対策の観点から、未婚のひとり親にも寡婦控除と同程度の税控除が適用されるひとり親控除が創設されたため、この条例のみなし寡婦控除の規定を削除することとしたものでございます。

なお、4の条例の施行等が令和3年9月の保育料となっておりますが、これにつきましては、令和3年1月1日時点の税額確定に伴う保育料の算定替えの時期が9月分の保育料からとなっています。なお、改正の影響につきましては、平成30年度以来、私的契約された方の中にみなし寡婦控除の適用者が平成30年に2名おられました。また、私的契約でない一般的な保育料の改正につきましては、施行規則の改正により、同様の制度変更をいたします。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- **〇柴田博委員** 提案されている中身については問題ないのですが、参考までに、私的に契約して保育料を支払う場合は、通常の場合と比べてどのぐらい高くなっているのか、その辺を説明してください。
- **○こども課長** 所得に応じてということでランクが決まっておりますので、いろいろなケースがあるのでございますが、一例を申し上げますと、3歳未満児の保育短時間で月額2万7,000円の方の場合、この私的契約になりますと4万900円の月額ということになります。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○柴田博委員 いいです。
- **○委員長** ほかにありますか。

- ○西條富雄委員 先ほど、平成30年度2名とおっしゃっていましたけれども、現在の状況を教えてください。
- ○こども課長 その後の状況でございますが、令和元年度、令和2年度と共にゼロということでございます。
- ○西條富雄委員 分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○西條富雄委員 はい。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 こういう制度があることの周知はどのようにされているのか、お願いします。
- **○こども課長** これまでみなし寡婦の認定につきましては、福祉課で対応をしてきております。児童扶養手当の該当者、それから貧困については家庭支援課で相談窓口がございます。そういった方々への周知につきましては福祉課でやってきたのではないかと推測いたしますけれども、個別のケースについては家庭支援課で周知をされていたものと考えております。
- ○丸山寿子委員 いろいろな部署で周知をしていただいていると思いますけれども、情報が届かないところに、なかなか届かないというような現状があるし、今、女性の自殺率も大変高くなったりして、絶望的な思いでいる方もいらっしゃいますので、いろいろな手段を通して、なるべくこういったことが伝わるようにしていただきたいと思います。要望します。
- **○委員長** 要望でいいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第7号塩尻市立保育所に私的契約により入所する者の保育料徴収条例の一部 を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

- ○委員長 次に、議案第8号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。
- ○長寿課長 説明の前に、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。
- ○委員長 これを認めます。
- 〇長寿課長 それでは、議案関係資料の 23 ページを御覧ください。議案第8号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例になります。提案理由、介護保険法の一部を改正する政令が令和3年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。
 - 2概要、令和3年度から令和5年度までの介護保険料について第1被保険者の保険料率を改めるものなどです。

説明に入りたいと思うのですが、市町村ごとに定める介護保険料は、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画に基づき、定額期間中の介護給付費などにおいて、計画期間を通じて財政の均衡を保った取組を設定します。 今回の見直しは、令和3年から令和5年までの第8期計画における財政運営期間中の3か年にわたる保険料を設定するものです。

先ほどお配りした資料を御覧いただきたいと思います。表ですけれども、第8期介護保険料についてということで、1介護給付費及び第1号被保険者数の将来推計になります。高齢者人口の伸びと共に給付費も増加していくようになっています。グラフですが、青の折れ線が第1号被保険者数、棒グラフが保険給付費、オレンジの折れ線が1人当たりの保険料になります。基金とかを考えずに給付費を基に、1人当たりの保険料を試算したものです。下の表を見ていただくと、一番下の保険料が平成30年から基準額の5,100円を上回る金額になっています。第8期の令和3年から令和5年で見ると、5,700円から5,800円という数字が出てきています。

裏を御覧ください。2介護保険料と介護保険支払準備基金の推計の(1)になりますが、保険料を5,100円に据え置いた場合の財政見通しですが、グラフを御覧ください。青が基金の年度末残高、赤がその年度の積立て基金の積立てや取崩しになります。平成29年度までは基金の積立てができていましたが、平成30年からは取り崩しています。据え置いた場合は、下の表を一緒に見ていただきたいのですが、令和4年度末に9,900万円余の残高になり、令和5年には7,347万円余の基金がマイナスになることが見込まれ、県の財政安定化基金から引かれることになり、第9期の保険料への県の返済金を含めると、大幅な増額が避けられない状況が予想されます。

(2)の介護保険料基準額と介護保険支払準備基金の推計のところを見ていただきたいのですが、令和2年度 末の基金の残高は4億円弱と見込んでいます。それを基準に、保険料の基準額と基金の取崩しの残高について推 計してみました。左の列が保険料基準額、真ん中の列が基金の積立て、取崩し、右の列が令和5年度末の基金残 高となります。基準額を5,100円から5,200円の額にすると基金不足で借入れが必要になり、右端の基金を半分 ほど残すとなると、左端の基準額は5,450円になります。5,800円にすると基金の取崩しはないと推計されます。 以上のようなことから、基金を残しながらやっていくという、あまり増額しないようなことを考えると、月額の 基準額を5,450円にしたいものです。

それでは、関係資料に戻っていただいて、24 ページを御覧ください。段階別の介護保険料を表にしました。3の新旧対照表は、次の25ページからになります。段階ごとの金額を新しい保険料に変えてありますのが主な内容になります。25ページ、改正案の第2条ですが、1号、2号、3号は第1段階から第3段階に該当し、24ページの表と金額が違いますが、国の軽減がかかる前の金額です。24ページの表は、例年の金額となります。26ページの2項から3項までで、国の減免措置による読替えをしてあります。それから、27ページの第9条になりますが、平成30年の税制改正により、この4月1日から適用される公的年金控除と扶養所得控除が10万円引き下がることに対して、そのことによって保険料の段階が変わってしまうと影響も考えられますので、保険料の6段階から11段階までの年金や給与の合計所得金額から10万円控除するというものです。第1段階から第5段階の方は、介護保険法施行令の改正により、段階の変更等の影響が出ないように対応されています。

それではお戻りいただき、23ページ、4条例の施行等になります。令和3年4月1日から施行し、令和3年度 以降の年度分の介護保険料について適応するものです。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 予定どおりの改定を行った場合に、1年間で保険料の収入増はどれぐらいになるかということと、あと、介護保険の財政的な面から見れば、国からのお金とか、県から、市からというものがあると思うのですが、保険料を改定する金額は確実に一定額増えるわけですけれども、その分と比較して市から出すお金とか、国から来るお金というのはどうなるのでしょうか。それも今の制度の中からいうと増えてくるわけですか。その辺を説明してください。

○長寿課長 ざっと比較金額で言いますと、保険料 350 円増えますので、大体 100 円で 1 億円増えますので、3 億 5,000 万円ほどになると思います。国とか県からの負担金ですけれども、それは給付費に対しての割合ですので、保険料云々は関係ないです。以上です。

○柴田博委員 保険料と関係はないけれども、給付費が増えれば、それも増えてくるわけですね。計画の中で、350 円増やせば、給付と基金の額も含めて、計画的にやっていけるという計算になるわけですね。そういう増やした場合に予想される給付額等から見て、国から来るお金というのは、どのぐらい増えるのでしょうか。

- ○委員長 答弁を求めます。
- ○**長寿課長** 正確な数字が分からないので、計算した額をお知らせします。
- ○委員長では、後ほどお願いします。ほかにありますか。
- ○柴田博委員 9年間、同じ金額の保険料でやってこられたというのは非常に評価できると思いますし、350 円値上げをせざるを得ないというのも分からないことではないのですけれども、値上げされて、やはり困るのは被保険者ですから、それに見合って、例えば、全体的に見て、国や市が出すお金も増えるので、保険料も上げさせてくださいということならやむを得ないかと思うのですけれども、そうでなくて、足りない分を保険料で賄うということになると問題があるかと思います。先ほどのような質問をしたので、その辺については全体的な金額でなくてもいいですけれども、仕組み上、どういうようになるか分かったら教えてください。
- ○長寿課長 割合がもう決まっていまして、全体の給付費に対し市が何パーセントと決まっているので、公的負担が全体の50%で、あとは保険料と支払基金とかというものに分かれています。保険料が増えますけれども、国と県、市から入るお金も増えます。給付費が増えるので、保険料を5,800円にすれば、多分、市の保険料のパーセントに見合うものが来るのですけれども、そうならないので、その足りない分に基金を入れて足していくという感じになります。保険料の足りない分に基金を入れます。県、国、市から来るお金は給付費に応じて増えるのは決まっているので、そこは今までと変わりなくて、保険料を充てる部分が足りなくなってしまうので、基金を繰り入れて足していくというイメージです。
- 〇柴田博委員 分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○金子勝寿委員 シミュレーションをしていただいたということなのですが、介護保険料、40歳以上の人口がどのぐらい、要は徴収できる範囲がどのぐらいの人数で推移していくかというところの加味の仕方はどうなっているのかということ。あと、もう1点、介護率、例えば、10人いても介護保険を使う人の割合が他市と比べて多いのか、少ないのかとか。例えば、ほかの市だと基金を取り崩してもやっていますとか、その辺の比較がないと。この説明の内容は理解したのですが、いわゆるサンプルとして将来推計するときに、現状の部分が増えるだろうと見たときの、いわゆる分母の部分をどういうように、要は徴収の人口がどういうようになるとか、その辺加味

して出してあるのでしたら、簡単で結構ですので説明していただければと思います。例えば、40歳以上の人口が減っていくのですが、どこがピークでどうなるかというところを教えていただければと思います。

○長寿課長 40歳から64歳の方については、国全体で管理しているというイメージなので、人口はあまり影響がないと思うのですが、65歳以上の人口で見ていくところで、先ほど、資料の一番目のところに集計が出ていますけれども、被保険者は令和3年ぐらいまで1万9,000人、令和5年には1万9,177人。急激な増ではないですけれども徐々に増えていく。高齢者人口は減っていることになりますので、増えているところと減っているところがありながら、少しずつ増えてくるというイメージにあります。認定率は今17%ぐらいなので、多くもなく少なくもなく、真ん中ぐらいかという認識でいます。本当はもっと減らしたい気持ちはありますけれども、今17%になっています。ほかの市と比べてどうかというところですけれども、今、5,100円の場合は下から2番目の保険料なのですけれども、今度は350円上げるので、第7期と同じ皆さんの保険料だとしても、真ん中より少し下くらいのところになり、そんなに他府県より悪いという状況ではないと理解しています。

- ○金子勝寿委員 分かりました。
- ○委員長ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、ないようですから、議案第8号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。 次に進みます。

議案第9号 塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第9号塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第9号塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料29ページを御覧いただきたいと思います。塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例につきまして、1の提案理由につきましては、塩尻市国民健康保険楢川診療所の指定管理期間が満了することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますが、楢川診療所の管理を現状の指定管理者に加え、市においても実施することができるよう改めるものでございます。楢川診療所につきましては、平成26年度から指定管理者による管理運営が行われておりまして、今年度が7年間の指定管理期間の最終年度となっております。昨年6月に新たな指定管理者を公

募しましたが、応募がなかったことから本年4月からは市が直接管理することになるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次の30ページから御覧いただきたいと思います。30ページの新旧対照表の右側、現行欄、第3条及び第4条につきましては、市の管理を基本とすることから指定管理者の規定を削るものでございます。次の第5条から32ページの第10条までにつきましては、市が管理を行うことに伴いまして、指定管理者を市長に、利用料を使用料に改めるものなどになります。32ページの改正案の第9条及び第10条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができる規定を新たに加えるものでございます。

資料 29 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○西條富雄委員 一般質問でも結構いろいろな話が出ていたのですけれども、指定管理の期間が過ぎるということで、もう1つ、私からの提案ですけれども、この施設、診療所が空きますので、空いたところを使って、今やっているオンライン診療ができるようであればオンラインでやることも考えられるのですけれども、それはどういうドクターが入っていただけるかということです。それは今のところお考えはないでしょうか。
- ○健康づくり課長 オンライン診療につきましては、今コロナ禍ということもございまして、オンライン診療等 が一般的に進められているという現状もございます。ただ、オンライン診療をできる医師であったりとか、また、オンライン診療を受ける患者側のインターネット環境等の整備が必要となってまいりますので、将来的には多分 そういう方向にいくものと考えておりますけれども、すぐにオンライン診療に切り替えるということは、研究または調整期間が必要ではないかというように考えております。
- ○西條富雄委員 そうすると、オンラインにするには時間がかかる話ですけれども、その前段階として、このドクターが見つからない状況においては、塩尻市内にも診療科目別にドクターもいるわけですから、輪番制を取っていただいて、北小野の特養でやったみたいに、曜日別の診療科目を決めて、何曜日は内科というように輪番制で入っていただけるような体制を取っていただいて、無医村にならないような感じに持っていきたいと思っているのですが、そのようなことも考えてもらえないかどうかお伺いします。
- ○健康づくり課長 今、西條委員が御提案の輪番制ということでありますけれども、現状、医師会の先生方も平日は自分のところの診療をしている状況もございます。また、土曜日の午後、また日曜日については、休日の診療の輪番制をお願いしているというような現状もございますので、現実問題としてはかなり難しいのではないかと考えております。
- ○西條富雄委員 地元の方も結構、そういういろんな意見が出ているようですので、いろんな具体的な案をまた考えていきながら、私も提案していきたいと思いますので、そのときは相談に行きますのでよろしくお願いします。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○柴田博委員 一般質問等を聞いている範囲では、今後の方向性として、市が直営でできるように、まず条例を直して、医師の募集もかけるということですよね。そういうことになっていくと、一定期間の休止はやむを得ないけれど、市が直営でやるか、もしくは指定管理者を新しく探すか、そのどちらかで、診療所としては機能していく方向でやりたいということでよろしいですか。

- ○健康づくり課長 一般質問等でもお答えしているとおり、診療所についてはできるだけ早く再開をしていきたいと考えております。また、直接医師を募集してやることとか、指定管理で再開することについては、かなり時間を要することになろうかと思います。ですので、場合によれば休止期間をできるだけ短くするために、医者を委託してやるとか、巡回をしていただくとかいうような、いろいろな方策を考えながら、できる限り休止期間が長くならないような方策を考えていきたいと思っております。
- **〇柴田博委員** 今の話にありました委託というのは、具体的にはどういうふうなことになるわけですか。
- ○健康づくり課長 例えば楢川診療所の場所をお貸しして、そこで診療をお願いすると。要は、どこかの医療機関がそこの場所を借りて診療をしていただくという、診療自体を委託するということも1つの選択肢として考えられると思っております。
- **〇柴田博委員** それは、具体的に休止期間を短くするために、可能であればそういうこともいいと思うのですが、 具体的にそういうところを探しているということもやっているわけですか。
- **○健康づくり課長** 現在、医師の派遣であったりというようなところは具体的に探したり、また県に相談したりという状況でございます。
- ○柴田博委員 市が直営で、もし以前のように指定管理をやる前のようにやろうとすれば、そこで働いていた方は市の職員という形だったと思うのですけれど、委託の場合には、例えば施設を使っていただいて医療行為をしていただく、それに見合うお金を支払うということなのか、それとも場所は貸すので、あとは自分で経営してくださいということなのか、その辺についてはどうなのですか。
- **○健康づくり課長** そこのあたりは、また医療機関との相談になると思います。当然、医療機関が楢川診療所の 場所を借りて診療をするということになりますと、当然診療報酬も入ってまいりますので、そこらの状況も踏ま えて、委託の条件については交渉が必要になると考えております。
- **○委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇委員長 ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第9号、塩尻市国民健康保険楢川診療所条例の一部を改正する条例について は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- **〇委員長** 異議なしと認め、議案第9号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
- **○長寿課長** すみません。先ほどの柴田委員の質問にお答えしてよろしいでしょうか。
- ○委員長 はい、お願いします。
- ○長寿課長 先ほどの県と国のお金がどのくらい増えるという、給付額がどのくらい増えるかということなのですけれど、まず負担の割合、介護給付費についてだけですけれども、第1号被保険者の保険料が23%、40歳から

64 歳までの第2号の方の保険料が27%、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%となっています。それは第7期と変わらずのパーセントでいきます。先ほどの資料の給付費の推計をしてありますおもての表のところで、令和2年度の給付費と令和5年度の給付費に25%を掛けますと、令和5年度が13億8,000万円余で、令和2年度が12億5,000万円余。引きますと、1億3,000万円ほど増える。県と市ですけれども、令和5年度が6億9,000万円、令和2年度が6億2,000万円余ですので、増えるのが6,600万円ほどの増になる感じです。

- ○柴田博委員 国と市で合わせてですか。
- **○長寿課長** 県と市が同じ金額なので、12.5%、6億円ほどをいつも払っていて、その差が6,000万円ほど増える。国が25%なので、令和2年度が12億円、令和5年度が13億8,000万円ほどと予想されるので、差が1億3,000万円になる感じです。金額で言うとそういう感じです。以上です。
- 〇柴田博委員 そうすると、さっき 350 円プラスすることで、 3 億 5,000 万円増えると言いましたよね。保険料はそれだけ増えて、国が 1 億 3,000 万円、県・市はその半分ずつ、そういうことでいいわけですか。
- **○長寿課長** 失礼しました。給付費と勘違いしておりました。保険料が100円増えると給付費の1億円分に当たると覚えていたものですから、すみません。勘違いしました。保険料は、約8,000万円増えるということです。
- ○柴田博委員 350 円で 8,000 万円。
- **○長寿課長** そうです。1年間で8,000万円です。失礼しました。
- 〇柴田博委員 分かりました。
- **〇委員長** よろしいですか。 それでは、次に進みます。
- 議案第 10 号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例
- 議案第11号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について
- ○委員長 議案第 10 号、11 号は関連がございますので、一括して議題としたいと思います。それでは議案第 10 号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、議案第 11 号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。
- ○長寿課長 それでは議案関係資料 34 ページになります。議案第 10 号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで、これから説明する議案第 10 号、11 号、また後ほど出る議案第 13、14 号もそうですけれど、3 年ごとに行われる介護保険制度の改正に伴うものです。地域密着型サービスというのは、市が指定する、原則市民のみが利用できる比較的小規模のサービスのことになります。
 - 1提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の公布に

より、一部改正される地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2 概要ですが、指定地域密着型サービス事業者について、看護師、介護福祉士等の資格を有しない介護従事者 に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講ずることを義務づけるものです。そ の中で主なものだけ説明したいと思います。

今言った、認知症の研修のほかに、主なものとして、この後また新旧対照表で説明しますが、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築するため、災害時の業務継続計画の策定、感染症の予防、及びまん延の防止に関する措置について新たに定めるものと、介護職員の職場環境の改善に向けた取組の推進の中のハラスメント対策の強化として、現場におけるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止に関する措置等について定めるもの。高齢者虐待防止の推進のため、虐待の防止に関する措置について新たに定める。それから業務負担軽減の推進の一環で、認知症対応型グループホームの外部評価について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けることも可能とし、外部評価といずれかを受けるものとするものです。あともう1つ。文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減のため、関係文書について、電子的な記録により作成し、提供することを可能とするものというものが主になります。

地域密着型サービスですが、今、市が指定しているサービスは認知症のグループホームが 10 事業所。その中で 予防を指定しているところが8事業所。それから認知症対応型通所介護が4か所。4か所とも予防もやります。 それから小規模多機能型居宅介護施設が4か所。予防がそのうち3か所。それから地域密着型通所介護は5か所 で、通所介護については、予防はもう総合事業に移っていますので、ここでは既定されていません。それから、 この間できたこまくさ野村の地域密着型の特養が1か所あります。

それでは、新旧対照表のほうで説明します。国から具体的なことは示されていませんので、概略になりますが御了承ください。最初に、35ページの下のほうです。改正案のほうを主に話していきますけれど、下から3行目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですけれど、これは市には今サービスはありませんが、後半で重要になってくるので、このサービスのことについても説明したいと思います。37ページの最後の行、2つの項にかけてですが、勤務体制の確保、32条の5項ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護支援者が適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において性的な言動、また優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要なかつ相当な範囲を超えたものにより、云々の就業環境の害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないということで、ここも先ほど話したパワハラ、セクハラのところになります。

次の業務継続計画の策定等ということで、事業所の名前がないので省略して2行目から。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護の提供を継続的に実施すため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、以下業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないというものです。2項、3項については研修や訓練、計画の変更について記載してあるものです。

その下、衛生管理等の33条の3のところですけれども、2行目から。感染症を発生し、またまん延しないよう に次の各号に掲げる措置を講じなければならないということで、その下の第1号では感染症の予防、まん延防止 のための委員会を半年に1回開催し、結果を職員に周知すること。2号では指針について、3号では研修、訓練 について記載されています。

40 ページをお願いします。真ん中より下のところの虐待の防止ですが、第 40 号の2の2行目ですけれども、 虐待の発生、またその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならないということで、その 下の1号では虐待防止のための委員会を定期的に開催し、結果を職員に周知すること。2号では指針の整備、3 号では研修、4号では担当者を置くことを規定しています。

47 ページに飛びます。中段の指定地域密着型通所介護について記載してあるところですけれども、46 ページの下の、勤務体制からとなりますが、勤務体制の確保の第59条の13の第3号の2行目からになります。その研修の機会を確保しなければならないということで、利用者は全ての介護事業者に対し、括弧の中を省きまして、認知症介護に対する基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。先ほど概要にあったところですけれども、そこになります。

それから、48ページの第59条の17の真ん中辺の下線のところですけれども、下線より少し前からになります。 地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会、括弧の中が加わったのですけれども、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等の参加する場合にあっては、テレ ビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意がなければならないということで、運営基準や加算要件におけ る各種会議等の実施について、感染防止や他職種連携の観点から、テレビ電話等の活用の実施を認めるというこ とで、この文が随所に出てきますのでお願いします。

62ページをお願いします。真ん中辺、指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針。これは、認知症対応のグループホームのことになります。この第117条第8項、下から3行目のところからですけれども、右側の現行のところを見ていただいて、先ほど説明した外部評価のことですけれども、下線のところ、外部の者に評価を受けて、それらの結果を公表するとなっているところが、左側の改正案のほうは一番下です。定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けてとありましたので、その下の1号、2号のところになりますが、1号が今までどおり外部の評価、2号が、2か月に1回行われています運営推進会議における評価でもいいことになりました。外部評価については数万円かかるようですので、グループホームについては負担軽減になるのではないかと思われます。

では次、79 ページをお願いします。第 10 章雑則になります。先ほども話したように電磁的記録等ということで、この1項には作成、保存等の文章を書面で行うことを規定されているものも、パソコン上での保存でもよいというような内容です。 2項については利用者等について、ホーム説明同意書等の文書でも相手方の承認があれば、電磁的な方法、データを見せる等により行うことができる。例えば、書類もメールで利用者に送るということも可能になるということです。

説明は以上になりますが、経過措置がありまして、虐待の防止に係るもの、業務継続計画に係るもの、感染症の予防、まん延の防止を行うための措置に係るもの、また認知症に係る基礎的な研修の受講に係るもの等につきましては、施行日から令和6年3月30日まで努力義務ということで経過措置になっていますので、3年間の間に体制を整えていただけたらと思います。

34ページにお戻りいただいて、4番、条例の施行等ですが、令和3年4月1日から施行するものということで、 説明は以上になります。よろしくお願いします。

○委員長 議案第 11 号も、この説明した内容と同じですか。

〇長寿課長 申し訳ありません。続きまして議案第 11 号もお願いします。81 ページをお願いします。議案第 11 号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になります。

提案理由ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により一部改正される指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2番、概要ですけれども、指定地域密着型介護予防サービス事業者について、看護師、介護福祉士等の資格を有しない介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずることを義務づけるものなどです、ということで、ほぼ議案第10号と内容は一緒になります。そのほかの主なものとして、先ほどお話ししたように災害時の業務継続計画の策定、虐待防止、感染症の予防、まん延の防止、あと全体におけるパワハラ、セクハラの防止に関する措置等に続いて、新たに認知症対応のグループホームの外部評価に運営推進会議の評価を可能とするもの。あと、関係文書について電磁的な記録により提供することを可能とするというものが主になります。条例の新旧対照表は81ページから110ページになりますが、内容は第10号議案とほぼ同じですので、説明のほうは省略させていただきます。

4条例の施行等、令和3年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。よろしくお願いします。 **〇委員長** それでは、質疑を行います。ただいまの説明のとおり、ボリュームありますので、質疑のときには議 案の番号を言って質疑をしていただきたいと思います。それでは、委員の皆さんから質問はありますか。

- ○丸山寿子委員 議案第 10 号ですが、38 ページのところにパワハラ、セクハラに関係することが書かれています。確認ですけれど、この職場において行われるというところなのですが、このパワハラとかセクハラに関係したものは働く人同士の間のことを意味しているのか、その辺を教えてください。
- ○長寿課長 ここに記しているものは、職場の話なのですけれども、国のほうの説明文書の中に、併せて留意事 項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を取ることも推奨するということで、利用者からのハラスメントについても、何かこれから出てくると思われます。この文書には入っていないのですけれども、それも含めて国のほうから、また出てくると思われます。
- ○丸山寿子委員 職場で働く人同士のパワハラ、セクハラ。それから、それは虐待のほうに入るのかもしれないですが、働く人のほうから利用者に対するものはあるとは思います。それと、今の説明では、利用者からの働く人に対するパワハラ、セクハラ。それは耳にするところでありまして、それによって離職してしまうというような話も聞いていますので、今まで、あまりそのことについて議論ができていないような状態だったとも思うのですが、それについて表にそういうことがあるというのが出ることで、職場環境がよくなるなということを思っているわけです。明確化等の必要な措置を講じなければならないとありますけれども、これは、その職場の中で何か話し合って規定を決めて、それにのっとってやっていくというような意味に取ればよろしいわけですか。
- **○長寿課長** 先ほどもお話しましたが、まだ国のほうから細かい指針が来ていないものですから、これから示されると思います。細かいところ、まだ不明の状態です。
- **○委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

- **〇柴田博委員** この改正によって、事業者がやらなければいけないことがたくさん増えたような気がするのですが、その経過期間が終了した時点で、きちんとできているかどうかということは誰が確認をするのですか。
- **〇長寿課長** 地域密着型サービスについては、市の指定になりますので、市で実地指導とか何かやることになっていて、そういうことで確認していきます。制度が変わった年に、また何か皆さんに聞くかもしれないのですけれど、市で管理することになります。
- ○柴田博委員 例えば、計画書をつくったりというのは、その計画書を見れば分かるのですけれど、いろいろと その事業所の中で、例えばこういう説明をしなければいけないとか職員に徹底しなければいけないとか、いろい ろあるわけですよね。そういうのはチェックリストなどをつくっておいて、それで事業所ごとに市で確認すると いうことですか。
- ○長寿課長 そういうことも、これから国のほうからも出ると思いますので、考えていきたいと思います。多分、 そういうものが出ると思われます。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。
- ○丸山寿子委員 63 ページのところで、外部の者による評価の関係ですけれど、運営推進会議の中の構成メンバーについて、確認したいのですけれど、もちろん施設によっても少し違う部分もあるかと思うのですが、市の関係といいますか、そちらも入っていたのかということも併せてお聞かせください。
- ○**長寿課長** 今もグループホームの運営推進会議で行っていますけれども、市の職員がいたり、あと地域包括センターの職員、それから民生委員、区長、地域の方が入られています。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○丸山寿子委員 かつてグループホームができ始めていた頃は、なかなかしっかり会議がまだ開ける状態ではなかったような時代もありました。先ほどの説明では2か月に1回ということですけれど、同じメンバーでずっと2か月に1回開く、そのときによっては都合で出られない人もいるのかもしれないのですけれど、現状というのは、そのように思えばよろしいのでしょうか。
- **○長寿課長** 事業所によっては、家族とか本人を入れてくださるところもあったりして、そのたびに家族、本人が変わったりしたりすることもありますし、お客さんを呼んでテーマに沿って話をしてもらうなど工夫しているところもあったりして、事業所によっていろいろです。ただメンバーは、大体同じメンバーです。
- **〇委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。
- ○西條富雄委員 今の話で、私の地域にもありまして、長寿課長も運営推進会議に出られています。その中で、今コロナ禍なものですから、そういった地域密着型の小規模になりますと、事務所も狭くて、3密、5 密も6密にもなってみんなでやっているのですが、何かいい方法はないかと言っている中で、所長が、どこか代表だけでも集まってもらって、情状酌量という言葉が合うかどうか分からないですけれど、運営推進会議をもっと簡略化できないかということも言われています。そうすると、今度、いわゆる感染予防の委員会をつくってやっていかないといけない。一緒のメンバーでいいと言ってくれているのですけれども。中で3密の時間が長くなってくるわけですので、その辺で、運営推進会議とか、あるいは感染予防委員会をもっと簡略化できる方法はないかということはお考えでしょうか。
- ○長寿課長 2か月に1回というのは、決まっていることなので変えられないと思います。ただ今年コロナでし

たので、ほとんどの事業所でやっていなくて、文書でいいということで市のほうもやっていますので、やっているところのほうが今は少ないです。二、三か所くらいしかやっていない。今コロナ禍ですので、そんな状態です。利用者と接しない場所でやれるところはいいのですけれど、利用者のところを通って行かなければその部屋に行けないとか、そうところは無理ですし、今はそういう感じです。この改正案の中にもありましたけれども、テレビ電話等の云々があったので、またZoomとかを使っての開催ができるのならば、それは可能だとは思っています。以上です。

- ○西條富雄委員 そういった小規模なものですから、ケアマネも利用者を見ながら会議に出たり入ったりして、 そのたびアルコール消毒してやって、また入ってきてやるということを繰り返しています。今の話のテレビ電話 もあるような、スマホでやればいいかもしれませんけれど、そういった対応を真面目にやってらっしゃるもので すから、そんなことを感じましたので、質問させていただきました。そういうことでいいということで伝えてお きます。ありがとうございました。
- ○委員長ほかにありませんか。よろしいですか。
- 〇丸山寿子委員 議案第 11 号の 81 ページ、その前の議案第 10 号にも関係ありますが、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるとあります。外部に研修に行くということが一般的には考えられますけれど、事業者によっては内部で研修ができるような工夫をしているところもあるようなのです。今どのような現状なのか、お聞きをしたいと思います。
- ○長寿課長 確かに自分の施設で認知症の研修をやっているところもあるのですけれども、国の位置づけている ものが認知症介護基礎研修ということですので、ある程度しっかりした研修ではないかと。まだ詳しいことが出 ていないので申し上げられないのですが、例えば初任者研修を受けた人はこれを受けなくていいということにな っています。初任者研修とかほかの資格を持っている人は、必ず受ける認知症についての研修を受けさせるとい う意味だと思いますので、多分しっかりしたプログラムの研修を国が考えているのではないかと思います。まだ はっきり細かいことが出ていないので言えないのですけれども。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。
- **〇柴田博委員** 国のほうから詳しいことが来ていないということですけれど、その段階で今その条例を変えておかなくてはいけないという理由は何かあるわけですか。詳しいことが分かってから、必要なことだけやればいいような気がするのですけれど。
- ○長寿課長 4月1日から施行になりますので、この段階で変えなければいけないかと思います。国も 18 日にまた説明会があって、今月末には事業者への説明会を市も予定しておりますので、国の細かいところが出た範囲で説明会をしたいと思っています。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- **○西條富雄委員** もう1つ、今の受講について、地元の所長から言われているのが、結構金がかかるのだと。そのことについて、補助金はどうなっているかと私も聞かれたような気がして、受講に対する補助はありますか。
- ○長寿課長 来年度の予算のところでまた御説明しますけれども、介護人材確保のために、初任者研修について は補助金を出す予定で、来年度から3万円の予定です。ほかのものにはないですけれども、研修について補助と いうと、今それだけになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第 10 号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第 11 号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第10号及び第11号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 10 分

議案第12号 塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 〇委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第 12 号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料は 102 ページをお願いいたします。議案第 12 号塩尻市放課後児童健全 育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。

まず、1の提案理由でございますが、厚生労働省の基準省令であります、放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準の一部改正に伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要ですが、放課後児童支援員の資格要件の経過措置期間を延長するものでございます。

次に、3の条例の新旧対照表につきましては、103 ページを御覧ください。放課後児童支援員の要件につきましては表の右側、現行の附則第2項の下線部分にありますように、令和2年3月31日までと定めたものを、左側改正案にありますとおり、1行目については当分の間とし、3行目については放課後児童支援員として採用された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとさせていただくものでございます。

ページをお戻りいただきまして 102 ページ、4 の条例施行等につきましては、公布の日から施行させていただくものでございます。

補足説明をさせていただきますと、この厚生労働省の基準省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準は、昨年3月までの間は全国の地方自治体が従うべき基準とされておりましたが、地方分権一括法の改正によりまして、昨年4月からは自治体が必ずしも従う必要のない参酌基準に緩和をされました。このため、本条例の附則におきまして、従うべき基準に倣いまして、年月日まで定めていた認定研修の受講期限が参酌基準となったことに伴いまして、採用された日から起算して1年を経過をした日の属する年度の末日、つまり採用された翌年度の末日までとさせていただくものでございます。採用された翌年度の末日としますのは、年度中途で採用される職員の中には、採用月日によっては、県が実施する放課後児童支援認定資格研修の受講申込みが間に合わないおそれがあるためでございます。ちなみに本市におきましては、児童館と呼ばれる児童クラブが9施設ありまして、配置されている支援員が22人おります。その全員が新規採用された年度に、先ほど申し上げた研修を受講している状況です。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- **○委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- 〇柴田博委員 国のほうでこのように変えたのは、どういう理由からなのでしょうか。例えば、実際に働いてらっしゃる方が、働きながら講習を受けたりすることが難しいということなのかどうなのか。その辺はどうなのですか。
- **○こども課長** 児童クラブにつきましては、全国でいろいろな運営形態がございますけれども、今問題となっているのは人手不足でありまして、有資格者が非常に少なく、また募集をかけても応募者が少ないというような状況がございまして、運営する事業主にとっては頭の痛い問題になっております。そうした中で、この受講資格を何とか緩和をしていただけないかというお願いが地方3団体から国のほうに上げられまして、地方分権一括法の改正につながっていると聞いております。
- ○柴田博委員 具体的に、例えば募集をして資格のない方が応募した場合に、例えば5月だったら5月に受講すれば、その次の翌年度の3月まではいいということになるわけで、その間に採用するときに、そういう講習を受けていただきますということを確認して採用するのか、それとも本人が自分でその間に講習を受けるということを約束して採用されるのか、その辺はどうなのですか。
- **〇こども課長** 受講に係る経費でございますけれども、受講そのものは無料となっておりますが、テキスト代として2千円程度がかかりまして、これについては公費で賄われております。それで、申込みの時期でありますけれども、大体毎年8月ぐらいに受付期間がありまして、10月から12月ぐらいの間に、県内3ブロックぐらいに分けて研修が行われるという状況でございます。こういったことから、こちらのほうから県の通知に従って新規採用の児童クラブの支援員、学童支援員につきましては、連絡をさせていただいて確認を取るという流れになっております。
- 〇柴田博委員 もう1点。もしその方が勤め始めて、最長の場合は2年近くになると思うのですけれど、その間 に辞めてしまえば、何の資格もないまま支援員をやっていたということになってしまうわけですよね。そういう 場合もあり得るということでいいわけですか。
- **○こども課長** 先ほど少し申し上げましたけれども、従うべき基準であったものですから、これまでは全国一律に従わなければ違法という形になっていたわけですけれども、参酌基準という形になりまして、自治体の政策判断に任せるというような状況になっているものですから、これまでも経過措置の中で、みなすというような考え方がございましたので、もしそういう方がいらっしゃった場合には資格がない間はこれから取る予定ということ

で、みなしというような考え方でよろしいかと思います。

〇柴田博委員 例えば塩尻市についてはそういう資格がなくてもいいですよ、働いてくださいっていうことにすれば、それも可ということですか。

○こども課長 基本的に会計年度任用職員、旧嘱託員として採用される厚生員につきましては、塩尻市の場合は有資格者、例えば幼稚園教諭ですとか、保育園の保育士あるいは学校の教諭免許をお持ちの方を採用させていただいております。基本的にはベースとなる資格がきちんとあって、さらに児童館といいますと、もう1年生から6年生まで各学年がごった煮のような状態になっておりますので、特殊な知識、経験が必要になってくるということで、それは研修でしっかり押さえてくださいよと。ベースとなる部分につきましては、お持ちの資格、免許をベースにして、経験に基づいて現場で活躍してくださいという考え方になります。

- ○柴田博委員 いいです。
- **〇委員長** よろしいですか。ほかにありますか。それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第 12 号塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇委員長 異議なしと認め、議案第 12 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第 13 号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第 13 号及び第 14 号でありますが、これについても先ほど同様、関連がありますので一括して議題とさせていただきます。議案第 13 号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 14 号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、お願いします。議案第13号、資料の104ページになります。塩尻市指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例になります。

1提案理由、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、一部改正される指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2概要ですが、指定介護予防支援事業者について、感染症または災害が発生した場合でも介護サービスを継続的に提供するため、業務継続計画の策定、研修等の実施等を義務づけるものなどです。先ほどもお話したように、同じ省令による改正ですので、先ほどの第 10 号議案と 11 号議案と重複します。今、説明した感染症と業務災害等の発生したときのもののほかに、先ほどお話した虐待防止に関する措置、パワハラ、セクハラに関すること、それから関係文書について電磁的な記録により作成し、提供することを可能とするものが入ってきます。あと、先ほどありました認知症の基礎研修とかグループホームの評価に関するものは、サービスのほうになりますので、それ以外のものは同様な改定になっています。この指定介護予防支援というのは、地域包括支援センターが要支援の方のプランを作成する業務のことで、地域包括支援センターを指定しているものになります。

3条例の新旧対照表ですが、105ページから110ページになります。細かい内容については、10 号議案とほぼ 同様なので、説明は省略させていただきます。

続いて、111ページの議案第14号にいきたいと思います。議案第14号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になります。

1提案理由、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営等の省令の公布により、一部改正される指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をす るものです。

概要ですが、先ほどの12号議案と重複しますが、災害時の事業継続、感染症のこと、虐待防止、パワハラ、セクハラのこと、関係文書についての電磁的作成が可能というものが中に書いてありますが、そのほかにこの概要に書いてあることがまた別に出てきていますのでお話します。

2概要、指定居宅介護支援事業者について、ケアマネジメントの適正化を図るため、訪問介護の割合が一定以上である場合に、市の求めに応じて当該事業者が作成した居宅サービス計画に基づく訪問介護の必要性を説明することを義務づけるものなどです。ということで、この指定居宅介護支援の事業をやる事業所はケアマネのいる事業所です。ケアプランを立てる事業所を居宅介護支援事業所と言います。

それでは、3の新旧対照表で説明したいと思います。114ページを先に見ていただいて、改正案のほうになりますが、指定居宅介護支援の具体的取扱方針の第21号になります。介護プランの中の居宅介護サービスが要介護1から5までの介護度別に決まっている支給限度額というのがあります。それが1か月に使えるサービス費になりますが、それに対する居宅サービスの割合、それから訪問介護のサービス費の全体に対する割合が国の基準に該当した場合、市から求めがあった場合に訪問介護が必要な理由を計画に記載し、それを市に提出しなければいけないというものです。あと、言い換えるとケアプランの適正化のために介護度別の限度額、区分支給限度額の利用割合が高かったり、訪問介護が大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を対象に点検、検証の仕組みを導入するというものになります。これはまだ細かい基準が出されていないのですが、施行日は補則で示されていまして、この第21号については令和3年10月1日からとなっております。

113 ページにお戻りください。改正案の柱の部分になりますが、事業所ごとに、過去6か月の訪問介護、通所介護、福祉養護対応、地域密着型通所介護の全体の利用に対する各サービスの割合、あと、事業所ごとの過去6か月の訪問介護、通所介護、福祉養護対応、地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の事業所によって提供

された割合について、利用者に説明を行い、利用者の理解を得るというものです。ケアマネジメントの効率、中立性の確保を図る観点から、事業者が利用者に対して説明するというものです。この内容も細かくは出ていてないのですけれども、サービスが偏ってないか、同じ事業所に偏ってないかということを利用者にも説明する義務がある。事業者ごとの割合を説明するというものですので、そういうことが期待されています。

戻っていただいて、111 ページ4の条例の施行等ですが、令和3年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

○委員長 それでは、質疑を行います。先ほどと同様に、議案の番号を言ってから、質疑をお願いいたします。 委員の皆さんから質問ありますか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第 13 号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第 14 号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇委員長 異議なしと認め、議案第 13 号及び 14 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第25号 令和3年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、 3款民生費(1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民 年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健 対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費 (6項保健体育費2目体育施設費のうち総合体育館運営事業を除く)

○**委員長** 議案第 25 号令和 3 年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分についてを議題といたします。 たくさんありますので、区切って行います。

初めに歳出2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費、予算書の120ページから123ページと、3款 民生費1項社会福祉費、予算書の140ページから155ページまでの説明を求めます。なお、説明する者において は、議事の進行に合わせて適宜入替えを行ってください。それでは、説明を求めます。

○交流支援課長 それでは、予算書 120、121 ページをお願いします。 2 款総務費 1 項総務管理費 14 目市民交流 センター費でございます。併せて予算説明資料は 27 ページをお願いします。 それでは、予算書の説明欄で説明させていただきます。121 ページ、2つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費 1億5,360万3,000円でございます。施設の適切な維持管理を行うための経費で、前年度対比では、1,663万2,000円の増額となっております。

上から8つ目の黒ポツの営繕修繕料411万6,000円でございます。市民交流センターも昨年7月に10年が経過し、施設の長期保存のために、長期修繕計画に基づきまして実施するもので、市の占有部分に係る経費でございます。令和3年度の主なものは、改正フロン法に基づく、3年に1度のエアコンの点検、修理等でございます。6つ下の施設管理委託料4,158万円につきましては、市の占有部分の清掃、警備、機器の保守点検等の業務委託料でございます。平成31年度から3年間の長期継続契約の3年目となります。その3つ下、駐車場使用料829万3,000円は、市営立体駐車場の駐車料金を、しおじり街元気カンパニーへ支払うものでございます。次に、下から3つ目の電話交換機使用料97万7,000円と、その下の一般工事費2,090万5,000円でございます。この2つが主に増額となっているものでございます。電話交換機使用料につきましては、電話交換機本体の取替えが必要となるものですが、来年度以降につきましては、長期継続のリース契約をして対応していきたいと考えております。その下の一般工事費につきましては、施設の長期保存のために、実施計画、長期的な計画に基づき実施するもので、令和3年度は、屋上の塗装、防水、トップコート塗替工事、1,479万5,000円。建物北面の外壁シール工事502万円等を実施するものでございます。その下の施設管理分担金6,188万円は、えんぱーく管理組合への支払いで、共用部分の管理費と電気使用料、上下水道使用料等の分担金でございます。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業 1,937 万 8,000 円でございます。 5 つの重点分野、図書館、子育て青少年支援、ビジネス支援、シニア支援、市民活動支援に関する事業の実施及び2 階総合窓口における施設の運営に関する経費で、前年度対比では 212 万 8,000 円の増額となっております。

上から5つ目の黒ポツ、講師謝礼102万6,000円は、市民交流センター内での交流イベントや各種講座の講師謝礼に関わる経費でございます。おめくりいただいて123ページ、上から6つ目の黒ポツ、I T講座運営事業等委託料150万円は、2階のICTルームを活用した市民向けのパソコン基礎講座を開催する委託料でございます。2つ下、市民営提案事業委託料(交流企画)141万8,000円は、市民活動団体からの事業提案を受け、提案団体に事業委託するもので、平成29年度から実施している子どもだけの街「こどもしおじり」の開催の委託料でございます。架空の街「こどもしおじり」の中で、働き、納税し、選挙をするといった経験を通じ、社会の仕組みを知り、まちづくりについて考えるというキャリア教育の企画でございます。3つ下、こどもアトリエタウン負担金でございます。市内外で活動している美術作家を迎え、子どもを対象にワークショップ形式でオリジナルのアート作品をつくる体験型アートイベントで、実行委員会へ支払う負担金でございます。

その下の白丸、協働のまちづくり推進事業 463 万円でございます。中段、市民営提案事業委託料(まちづくり)68 万円につきましては、平成 29 年度から、一般社団法人信州アルプス大学から事業提案を受けて実施している、市民大学のプラットフォームを生かした市民講座事業の委託料でございます。市民団体の発案から生まれた貴重な事業であることから、令和 3 年度も継続して取り組んでいきたいと考えております。内容は、市民が先生、市民が生徒となり、地元の知恵を地元で生かすといった、市民大学の仕組みを取り入れた市民講座を定期的に開催するほか、機関誌や市民活動図鑑を発刊し、市民活動団体の紹介、啓発を行うものです。その下、市民活動支援業務委託料 143 万 6,000 円は、市民活動支援の業務の一部を中間支援組織に委託するものでございます。内容は、

市民活動団体の活動内容を広く市民に伝えるためのまちづくりフェスティバルの企画運営、団体の基盤づくりのための講座や研修会の開催、団体の活動を紹介する冊子の発行、NPO法人の立ち上げや資金調達方法などの無料相談業務などとなります。一番下、まちづくりチャレンジ事業補助金につきましては、市民活動団体が主体的に行う事業を支援するために、まちづくりチャレンジ事業補助金を交付するものでございます。1年間限定の体験型のトライアル事業、最高3年間の発展型のステップアップ事業の2種類の補助金となっております。

その下の白丸、市民交流センター情報関連機器運用事業 1,142 万 8,000 円でございます。前年度対比 547 万円の減額となっております。 2 つ目、 3 つ目の黒ポツ、パソコン保守点検委託料及びパソコン等使用料は、市民交流センターの情報関連ネットワークを運用し、利用者のニーズと利用形態に即した情報提供サービスを行う経費です。令和 2 年度は、ネットワーク機器使用料、保守点検料等を、パソコン使用料として 1 本で計上させていただいていたものですが、令和 2 年 10 月から、新たに 5 年間の長期継続契約を締結しまして、パソコン保守点検委託料と使用料を分けて計上してございます。また、減額の理由としましては、保守点検委託料に図書館分も含まれていたため、契約の更新に合わせて、図書館分につきましては図書館費に分けて計上させていただいたためでございます。 私からは以上です。

○福祉課長 それでは、予算書 140、141 ページをお開きください。予算説明資料は 13 ページからとなります。 それでは、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、2 つ目の白丸、社会福祉事務諸経費 448 万 1,000 円ですが、民生委員協議会福祉団体等に関する業務を行う会計年度任用職員 2 人分の人件費のほか、福祉課にあります車両4 台分の燃料費及び維持管理の費用が主なものでございます。

次の白丸、社会福祉事業費 51 万 8,000 円ですが、3つ目の黒ポツ、災害見舞金 34 万円は、火事などで災害を受けた市民に対し、その被害程度に応じて見舞金を支給するものでございます。

次の白丸、地域福祉推進事業 5,065 万 1,000 円ですが、地域福祉推進協議会の開催に関わる費用と 7 つ目の黒ポツ、地域福祉協働推進補助金、次の黒ポツ、ボランティアセンター事業補助金、次の黒ポツ、地域支え合いネットワーク事業補助金は、塩尻市社会福祉協議会が実施しております地域の福祉活動やボランティア活動に関する事業に対する補助金でございます。その下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金は、この 1 月に自治振興組合の共同化事業として中野市、千曲市とシステム共同化を開始したところによる負担金であります。なお、これ以降ほかの事業においても基幹系共同化システム利用負担金と計上してありますものは同様の内容となりますので、共同化についての説明は省かせていただきます。

次の白丸、民生委員等活動推進費 2,771 万円ですが、1つ目の黒ポツ、福祉委員報酬 160 人分は、市長が民生委員に対して委嘱しております福祉委員の報酬であります。福祉委員の活動は、民生委員としての世帯の訪問や見守り活動を通じ、地域住民福祉の増進を図るため、幅広い分野の事業において市へ協力していただくものでございます。それから2つ目の黒ポツ、民生委員協議会活動補助金は、協議会による専門部会や研修会等の活動費を市が補助するものでございます。次の黒ポツ、民生委員活動費等交付金1,064 万6,000 円は、民生児童委員の活動に対する県からの交付金を支払うもので、昨年度単価の改正があり、増額となっております。

次のページをお開きください。最初の白丸、福祉団体等活動推進費 494 万 4,000 円ですが、保護司会、障がい 者団体、遺族会連合会などの福祉団体やNPO法人の福祉活動を支援するため、補助金を交付するものでござい ます。下から2つ目の黒ポツ、楢川外出支援事業補助金 406 万 3,000 円は、有償運送事業として楢川地区の高齢 者や障がい者に対する外出支援を実施しておりますNPO法人ビレッジならかわの事業費に対する補助金でございまして、令和3年度は実績に基づいての増額となっております。一番下の黒ポツ、地区戦没者追悼式補助金は、各地区で開催する戦没者追悼事業に対し補助するものでございます。

次から3つの白丸、市内3圏域に設置しましたふれあいセンターにおける運営費で、指定管理者はいずれも市社会福祉協議会となっております。内容は、指定管理料と講座参加者等の送迎用のバスの維持管理費またはリース料となっております。ふれあいセンター洗馬運営費の4つ目の黒ポツ、ふれあいセンター洗馬指定管理料3,078万1,000円は、職員の人手不足による入浴施設等における安全管理に支障があるため、人員確保のための費用の増額を、ふれあいセンター東部運営費、1つ目の黒ポツ、電力使用料とその下の黒ポツ、上下水道使用料は、第一駐車場、みどり湖駅前広場にあります公衆トイレに係る費用でございます。

次の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費 186 万 3,000 円ですが、東部の地下タンク油面計更新工事、広丘 の浴場ろ過装置等の営繕修繕料や、その下の黒ポツ、各センターにありますお風呂の券売機の新五百円硬貨対応 への備品修繕料となっております。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業 2,030 万 9,000 円ですが、経済的に困窮している者を対象に生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、困窮者の課題を整理し、問題解決に向けた支援を行うものであります。1つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料は、保健福祉センター1階に設置しております生活就労支援センターまいさぽにおける生活の自立に向けた相談支援と家計改善支援の実施を市社会福祉協議会へ委託しているものでございます。2つ目の黒ポツ、就労準備支援事業負担金 180 万円は、生活困窮者及び生活保護受給者のうち直ちに一般就労に就くことが難しい者に対して、就労に向け必要な生活習慣の形成等の支援を県と共同実施するものでございます。事業者への委託は県が一括で行い、係る費用を負担金として支払うもので、令和3年度は3人の支援を予定しております。その下の黒ポツ、住居確保給付金 690 万 8,000 円は、失業し住居を失う可能性のある困窮者に対し、住居確保のための休職期間中の家賃を給付するもので、コロナの影響により離職、休業等により収入が減少し、利用者が増加しております。次のページをお開きください。1つ目の黒ポツ、一時生活支援事業扶助費10万円は、居住のない者がまいさぽでの自立相談支援を受け、一時的に宿泊先が必要になった場合に宿泊料を扶助するものでございます。

次に、2目障害者福祉費の1つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費1,141万5,000円ですが、障害者手帳の取得や障害福祉サービス等の支給決定に関する事務処理に必要な経費であります。3つ目までの黒ポツ、会計年度任用職員は、障害者手帳の申請、更新など、窓口受付や書類の事務処理業務を行う職員2人分の人件費でございます。下から5つ目の黒ポツ、障害福祉システム使用料79万2,000円は、障害福祉サービス費の重複請求等をチェックし、適性化を図るためのシステムの使用料でございます。

次の白丸、障害者生活支援事業 1,358 万 9,000 円ですが、在宅の障がい児・者の安定した日常生活を支援する 事業であります。2 つ目の黒ポツ、通所通園通院等推進事業補助金は、障がい者施設等への通所に要する費用や、 人工透析のため通院費の一部を補助するものであります。次の黒ポツ、障害者にやさしい住宅改良促進事業補助 金は、身体障がい者が在宅生活を行うために必要な住宅改修費用を補助するものであります。その下、4 つ目の 黒ポツ、タイムケア事業給付費は、日頃介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人または指定された事 業所等が代わって介護を行うときの費用を給付するものであります。次の重度心身障害者等タクシー利用料金助 成費は、重度心身障がい者に対し通院等のタクシー利用料を助成し、生活に必要な移動を支援するものであります。次の重度心身障害者等家族介護者慰労金は、重度心身障がい者と同居し、年間 180 日以上介護している方に年額8万円の慰労金を給付するものであります。次のストマ使用者助成事業費は、日常生活用具で排泄管理に必要なストマ用具等について個人が負担する費用の一部を助成するものであります。

次のページをお願いいたします。最初の白丸、障害者福祉サービス事業 9 億 6,447 万円余りですが、5つ目の 黒ポツ、障害福祉サービス給付費は、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき個々に応じ たサービスを提供する事業でございます。サービス内容は、訪問系サービスとして居宅における生活を支援する もの、日中活動系サービスとして通所施設等においての日中活動を支援するもの、居住系サービスとして施設や グループホームなどの共同生活等を支援するもの、計画相談は障害福祉サービス等の利用計画の作成などを行う 4つの支援区分となっております。

次の白丸、障害児入所給付事業ですが、2つ目の黒ポツ、障害児施設給付費1億2,146万円余りは、障がい児の生活を支援するため、児童福祉法に基づき提供するサービスの給付費でございます。

次の地域生活支援事業 9,240 万円ですが、障害者総合支援法に位置づけられた市町村事業で、市町村の工夫に より、相談支援や地域活動支援など柔軟なサービス提供を行うものでございます。上から3つ目の黒ポツ、会計 年度任用職員は、聴覚に障がいがある人が使用しております言語、手話で会話する手話通訳者1人分の人件費で ございます。そこから7つ下の黒ポツ、手話通訳料373万3,000円は、聴覚に障がいのある人からの申請に基づ き派遣を行う手話通訳者、要約筆記者に対しまして、派遣に関わる費用を支払うものでございます。そこから3 つ下の黒ポツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研 修事業を市社会福祉協議会に委託するものでございます。次の黒ポツ、地域活動支援センター事業運営委託料は、 障がい者等の地域活動の場として、すみれの丘で開催する創作講座等を市社会福祉協議会に運営委託しているも のでございます。次の黒ポツ、障害者相談支援事業等委託料 1,499 万 3,000 円は、松本圏域にボイス等、圏域内 に3か所ある障がい者の総合相談支援センターの運営と、今年度から地域生活支援拠点整備として新たに基幹相 談支援センターを松本市内にありますWishの中に設置をいたしました。緊急時の相談、駆けつけのほか、圏 域内の人材育成を目的とした各種講習会、研修会の開催や、3か所の総合相談支援センターの連携を強化する体 制づくりを行っております。また、将来の生活自立を支援するためのひとり暮らし体験事業の継続実施や緊急時 に備えた短期入所施設の空所確保事業を実施していくことにしております。負担する金額につきましては、全体 費用を圏域内3市5村の人口案分率で乗じて算出しておりまして、塩尻市の案分率は 15. 7%としております。次 に、下から3つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などのサ ービスの提供に伴う利用料を給付するものでございます。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具費給付費は、重度 心身障がい者等に対しまして特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用具などの日常生活用具を給付するものでござい ます。

次の白丸、自立支援医療給付事業 6,646 万 4,000 円ですが、心身の障がいを除去したり、程度を軽くしたりするための医療費につきまして、医療費の自己負担額を軽減するための給付事業でございます。次のページをお開きください。 3 つ目の黒ポツ、更生医療給付費の対象者は身体障害者手帳の交付を受けている者に、その下の黒ポツ、育成医療給付費は 18 歳未満の障がい児に、その下の黒ポツ、療養介護医療費は障害福祉サービスの療養介

護サービスを利用している者にでありまして、それぞれ本人等の所得に応じて給付するものでございます。

次の白丸、障害者援護事業 5,551 万円ですが、日常生活に常時介護を要する重度心身障がい者等の円滑な在宅生活を支援するため、国の手当等を支給するものでございます。2つ目の黒ポツ、特別障害者手当等システム改修委託料 43 万 3,000 円は、国民健康保険法施行例改正による所得額の計算方法の変更に伴うシステムの改修でございます。2つ下の黒ポツ、特別障害者手当は、国の制度による 20 歳以上の方で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度の障がい者に支給するものであります。次の黒ポツ、重度心身障害者福祉年金は市が実施しております制度で、国の制度であります障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない重度心身障がい者に対しまして、20 歳未満は月額 4,000 円、20 歳以上は月額 3,000 円を支給するものでございます。次の黒ポツ、特定疾患見舞金は、難病等により介護が必要な人に対し、1人当たり1万円の見舞金を支給するものでございます。以上となります。

○長寿課長 それでは、その下3目老人福祉費をお願いします。説明欄2つ目の白丸、老人福祉施設費ですが、 1つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設組合負担金770万円ですが、松塩安筑老人福祉施設組合養護老人ホーム温心 寮への公債費負担金になります。その下の黒ポツ、特別養護老人福祉施設組合負担金ですが、松塩筑木曽老人福 祉施設組合負担金308万6,000円です。桔梗荘の駐車場の賃貸料15万8,000円余と今年度から負担しています児 童手当支給に係る負担金292万7,000円になります。

次の白丸、高齢者等生活支援事業ですが、予算説明資料は 14 ページになります。この事業ですが、低所得等の高齢者を対象に様々な生活支援を行っているものになります。ページをおめくりいただいて、151 ページ説明欄上から4つ目の黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料 195 万 5,000 円ですが、訪問歯科健診の委託料になります。介護保険の特別会計からの組替えになります。上から5つ目の黒ポツ、成年後見制度中核機関委託料 367 万 4,000 円ですが、成年後見制度の利用促進を図るため、制度の周知、啓発、利用者や後見人の相談、支援等の機能を持った中核機関を市が設置することを国の計画の中に位置づけられており、成年後見支援センターを運営する社会福祉協議会に委託する予定になっています。下から5つ目の黒ポツ、成年後見支援センター事業補助金540 万円については、今年度とほぼ同額ですが、主にこの頃増えてきた法人後見の補助金としたいものです。下から3つ目の黒ポツ、高齢者世帯等タクシー利用料金助成金586 万円余ですが、普通のタクシーと、あと要介護3、4、5の人が利用できる寝台タクシー、これは車椅子でも可能なのですけれども、その利用助成です。寝台タクシーについては、今年度より市外の業者も利用できる償還払い制にしたところ、利用者が大分増えてきています。下から2つ目の介護サービス利用助成金1,032 万円余ですが、在宅で要介護、要支援認定等を受けている低所得者に対して居宅サービス等の利用料の支払いに使える助成券を交付します。300 円の券を月 6 枚出しています。

次の白丸、高齢者生きがいづくり事業ですが、4つ目の黒ポツ、老人クラブ活動助成事業補助金284万円余ですが、市の友愛クラブと単位クラブへの補助を行っています。今年度はコロナで活動できないところが大分ありましたが、令和3年度は新しい生活様式の中での活動について検討していきたいと考えております。

次の白丸、老人福祉施設措置費ですが、主に4つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設措置費、養護老人ホームへの 措置費5,593万円余になります。令和2年度末で、4つの施設で25人の方が入所されています。

次の白丸、家庭介護者支援事業ですが、3つ目の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金2,200万円になります。 年間180日以上在宅介護している家族に、要介護3の方で4万円、要介護4と5の方で8万円の支給になります。 その下の白丸、長寿祝賀事業ですが、100歳の方や最高齢の方への祝い金や、次のページお願いします。153ページです。主には最後の黒ポツ、敬老行事補助金1,440万円になります。

その下の白丸、老人福祉センター運営費ですが、北小野老人福祉センター運営費、社会福祉センターの重油処理、老人福祉センターの委託料等を1つにまとめて、来年度から老人福祉センター運営費としてしたいと思います。4つ目の黒ポツ、講師謝礼ですが、北小野老人福祉センターで行われる講師謝礼となります。内容は、体操やおはなし会、ヨガ等を行う予定になっています。下から3つ目の重油調査処理委託料ですが、社会福祉センターの跡地の重油の調査を引き続き行っていきますので、その委託料になります。社会福祉センターについては、もうほぼ整備が終了しますので、みどり湖区にふるさと創作館の跡地の管理等をしていただくように手続をしていきたいと思います。下の2つの黒ポツ、老人福祉センター百寿荘、田川の郷での運営補助金になります。百寿荘、714万円、田川の郷 680 万円となります。以上です。

○福祉課長 続きまして、4目福祉医療費の最初の白丸、福祉医療費給付金事業4億4,943万円余りですが、乳幼児から中学修了までの児童生徒、障がい者、ひとり親家庭の母子、父子に対し安定した生活を支援するため、自己負担する医療費の一部を支給するものでございます。5つ目の黒ポツ、審査集計事務委託料は、医療機関から提出されるレセプト内容の審査、集計を県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託するものでございます。2つ目の黒ポツ、福祉医療費給付金は、年々子どもの受給者数、延べ支給者数、共に減少しておりまして、前年に比べて302万円余りの減額となっております。以上です。

○長寿課長 155 ページ、お願いします。5目介護保険事務費になります。説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金ですが、8億4,762万円になりますが、法定割合で介護特会へ市負担分を繰り出すものが主になります。内容については、介護保険事業特別会計のほうで御説明したいと思います。以上になります。

○福祉課長 続きまして、6 目保健福祉センター管理費の保健福祉センター管理諸経費 2,137 万 3,000 円ですが、上から 5 つ目の黒ポツ、営繕修繕料は、保健福祉センターの非常用照明修繕、非常用自家発電設備の蓄電池交換及び小破修繕でございます。そこから 3 つ下の黒ポツ、施設整備点検委託料は、エレベーターや空調機器等の点検委託、次の黒ポツ、センター管理業務委託料は、センター内の清掃業務等を委託するものでございます。 2 つ下、環境整備委託料 15 万 4,000 円は、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針により、敷地内の花壇の草取り等を市内障害福祉サービス提供事業者へ業務委託するものでございます。その下の黒ポツ、自動ドア駆動装置交換業務委託料は、保健センター正面入り口の自動ドアでございます。以上となります。

○委員長 それでは、1時5分まで休憩といたします。

午後00時04分休憩

午後01時05分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中、説明を受けた、予算書の 120 から 123 ページ及び 140 から 155 ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 123ページ、市民営提案事業委託料(交流企画)。こどもしおじり、去年行けなかったのですけれど、非常にいいことをやっているということで、私も時々見させていただいています。あれだけの人気の中で、

昨年、だんだん人気はどうなのでしょう。さらに増えてきているのか、減ってきてしまっているのか、その辺の 傾向はどんな状況でしょうか。こどもしおじりについてお聞かせください。

○交流支援課長 こどもしおじりにつきましては、例年人気になっております。ただ、今年度につきましては、 コロナの関係もありまして、今年度はオンラインでということで、主に事業を実施させていただきました。オン ラインということになりますと、環境が整った方ということになるので、今年度は少しほかの年とは比べ方が難 しいかなと思われますが、例年、御希望されている方は多い状態となっております。

○西條富雄委員 あれだけの場所であれだけのイベントをいろいろやっていただいて、非常に3密状態になっていて、それは確かにオンラインでいかなくてはいけないと思いますし、今年の状況も分からないのですけれども、中のイベントを減らしてまで皆さんに直接来てもらうようなことは考えたことがありませんでしょうか。

○交流支援課長 子どもたちにはとても人気なイベントでして、協力してくださる方も本当に多くて、今年度のことに対して申しますと、仕事を見つけて働いて、お金を儲けて、それで後で何かを購入したりとかそういったこととか、選挙を行ったりしているのですけれども、今年度はオンラインを通しまして講座等を受けていただきながら、その講座で収入を得て、オークションで買い物をしたり、選挙はまた演説をオンラインでしていただいて、投票につきましては郵送で行ったというものになります。参加できる方が、最初、コロナで実施できるかできないか分からない状態のときには多くの申し込みがあったのですけれども、実際にはコロナでということになると人数が限られてしまって、30~40人となってしまったのですけれども、選挙につきましては投票された方、皆さん参加できるというような形になりましたので、多くの皆さんから投票いただけたということもありました。以上です。

○西條富雄委員 ぜひこの先も続けていただいて、本当に人気ですので、広めてもらいたいと思います。それで、 昨年、本議会ではチロルの森を使ってまでも、このこどもしおじりをもっともっと拡大して、体験学習的でいい ねと提案したのですが、チロルの森がそういうことになりましたので、これから2年3年、アフターコロナのあ たりには、新体育館を使ったり、ほかの施設を使って、もっともっと拡大していくことを期待していますので、 よろしくお願いします。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

〇丸山寿子委員 123 ページ、一番下の黒ポツのこどもアトリエタウンについてですけれど、こちらは先頃開催 されたと思いますが、状況はどんなふうだったのか。今、こどもしおじりはオンラインだったわけですけれど、 どんな実施状況だったのかお聞かせください。

○交流支援課長 こどもアトリエタウンにつきましては、先月の終わりの2月27日28日に実施させていただきました。こちらも実行委員の皆さんがコロナ対策と言いますか、通常ですとワークショップ、対面で一緒にやりながらということにさせていただいているのですが、今年度はキット、材料を販売して、分からないところは聞いていただいて、親子でつくっていただければということと、どうしても説明しないと分からない、分かりにくい、つくれないというもの、2講座については、そこで対面で教えながらということもありました。それが県内で、警戒レベルが結構下火、1になってきた頃だったので、ワークショップと言いますか、そこでほかのところでも簡単な説明はできるものはしたという形で、好評に終わりました。以上です。

○丸山寿子委員 参加者の状況をもう一度お願いします。

- **○交流支援課長** 両日合わせて 350 人ほどになります。
- ○丸山寿子委員 こどもしおじりは大人も見学させていただけるシステムで、見学者だったのか取材だったのか、 名札をつけて入らせていただけるのですが、アトリエタウンは今まで大人は入れないシステムだったかと思うの ですけれども、中は、外から見ても非常に最初の準備からアトリエタウンらしいまちづくりがしてあって、すて きな感じで創られているわけなのですけれども、それで大人も見学できるといいと思っていたのですが、その辺 についてはどのように話し合われているのかお聞かせください。
- ○交流支援課長 塩尻市には美術館がないということで、子どもたちのために、市内市外の美術作家の皆さんが 実行委員会を組んでいただいて、子どものために実施している事業なのですけれども、親子連れで来たり、大人 の方も一緒に御参加いただいたりして、通常の料金が大人料金で、子どものためにということで、お子さんの分 については極力金額を安くしていただいて、大人の方でも参加できるようなことにはなっております。
- ○丸山寿子委員 大人もそういうことで参加ができるということなので、また、大変大人にとってもいい刺激になると言いますか、子どもの様子も見ることができますし、いいことであるというように思います。また、こどもしおじりもそうですけれども、アトリエタウンも関連する事業者の方たちの本当に御協力があって成り立っていますので、これからもそういうしっかりした太いつながりを頑張って続けていっていただくことを要望としておきます。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○柴田博委員 143 ページのふれあいセンター東部の運営費の中の電力使用料と上下水道使用料がトイレの分だと説明があったのですけれど、このトイレについて、誰が利用するトイレなのですか。
- **○福祉課長** みどり湖のセンターと言いますか、駐車場のところの中にある公衆トイレになるわけなのですけれども、主にセンターの方の利用者ももちろんなのですけれども、駅を利用される方も一緒に使われているというのが現状であります。
- ○柴田博委員 そうだと思うのです。施設の外にある駐車場で、駅の外の駐車場にあるトイレですから、当然施設の利用者だけでなくて、ほかの方も使うと思うのです。あそこの駐車場は、以前は駅の利用者が使える駐車場だったのですが、それが、いつからか私は記憶がないのですが、施設の駐車場になって、駅利用者が止められなくなっていると思うのですけれども、そういうことですか。
- ○福祉課長 平成 31 年から駅の利用の都市計画があり、そちらから福祉課に駐車場の移管をされて、福祉課で管理をさせていただいているわけでございます。駅利用者の方専用ということでもないのですけれども、駐車場の入り口付近のところに区画を設けまして、そこに止められるようにはしているというような状況と聞いております。
- ○柴田博委員 駅利用者の方が止められるところもあるということですか。何台分ぐらい。
- ○福祉課長 1台分、用意してございます。
- **〇柴田博委員** それで、担当がいたら、もし分かったらでいいですけれども、それ以外の1台、止める方はいいかもしれませんが、今、それ以外の駅を利用する方が止めたい場合はどこを利用しているのですか。
- ○福祉課長 特に聞いてはいないのですが、皆さんも承知であるということで、付近の人は歩いてとか、自転車での利用をされているというように聞いております。

○柴田博委員 要望をしておきたいのですが、施設を改修してふれあいセンターになったときに、駐車場がもっと増やせればよかったのだと思うのですけれども、増やしていなくて、今まで駅を利用される方が使っていた駐車場を施設の利用者のための駐車場にしたということで、当然、駅利用者の方には不便になっていると思うので、その辺、市全体で考えていただいて、駅利用者のための駐車場もぜひ整備していただきたいということを要望しておきます。

○副市長 私も若干承知していますので申し上げますけれども、もともと駅利用者というのは、あそこに置いて電車に乗ってどこかへ行くという利用者を想定していたわけではなくて、あそこに、例えば子どもを迎えに来るとか、送迎のための駐車場としてお便所と一緒に設置を。五、六台だと思いますけれども、多分、設置をしたものであります。ところが、利用の実態を調査してみますと、あそこに置いて、電車に乗って通勤に行って、またタ方帰ってきてという方が非常に多くて、もう閉鎖しようというようなことを議論したことがあります。まだ、ふれあいセンターの改築前でございます。そういうようなさなかの中で、当然、ふれあいセンターの駐車場も足りないようなこと、別途にはもちろん設けましたけれども、一体的に利用して、やはり置いていってもらうと大変困るので、その方は別途に御自分で駐車場を借りていただいて、電車に乗る方はしていただきたい。あくまで、駅の送迎用の駐車場として、ふれあいセンターの駐車場を一体的に利用するということで想定をしたものでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。見ますと、橋の上に止まっていたりということがありますので、付近の住民の方から何度かもう少しどうにかならないかというようなことを私どもも聞いております。でき得れば、付近の駐車場をもう少し確保するなりして対応をしていきたいというように思っております。線路の向こう側と言いますか、ふれあいセンターの向こう側にありますけれども、御厚意で貸していただいた方もいらっしゃいますので、それも利用の一環として、きちんと管理をしていきたいと思います。

〇柴田博委員 分かりましたけれども、送迎用で利用される方は困ると思いますので、ぜひそういう場合だけでも使えるような形にできれば、お願いしたいと思います。

別の質問を。153 ページの一番上の敬老行事補助金ですけれども、これは区ごとに支払われていると思うのですけれども、算定方法をお願いします。

- ○委員長 答弁、いいですか。
- ○長寿課長 調べて報告します。
- **○委員長** 分かりました。ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 143 ページ、ふれあいセンターの施設整備維持費のところで、先ほど福祉課長の御説明が備品 修繕料 17 万 6,000 円については新五百円対応のための修繕だと言うのですが、自動販売機はベンダーが入れているのですか。そうすると、新五百円対応はベンダーがやるのではないのかと、私の感覚ですが。新五百円対応の 細かい理由を教えてください。
- ○福祉課長 券売機の新五百円硬貨対応修繕ということで予算を盛らせていただいたわけなのですけれども、財務省で今年度の上半期中には、4月から9月の間には新五百円硬貨の発行予定をしているということであります。 ただ、今コロナの影響で、それを修繕して直す、取り替える作業の方が直接現地へ行くというのが大分遅れるかもしれないとのことで、後期へずれ込むのではないかということを言われているところでありまして、これについては券売機の業者から、硬貨対応ということでの依頼がございましたので、今回、予算計上をさせていただい

たという経過でございます。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○**西條富雄委員** すみません。自動販売機を勘違いしました。券売機ですか。分かりました。いいです。
- ○**長寿課長** 先ほどの敬老事業の関係ですけれども、1人当たり1,000円のほかに、100人以下の場合は1区3万円、100人から300人以下の場合は5万円、301人以上が8万円になっています。
- ○委員長 いいですか。
- 〇柴田博委員 はい。
- ○委員長ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 121 ページの市民交流センターの管理諸経費のところですが、先ほど工事費と言いますか、10 年たったということで長期保存のための計画ですが、令和3年度は屋上と建物の北面をということでしたけれども、その後の計画があれば、どんな見通しなのでしょうか。
- ○交流支援課長 屋上の防水工事につきましては、来年度は芝生の部分のところを行うのですけれども、年次的に防水工事が必要となっておりますので、そちらの屋上についてもやっていきたいと考えております。また、あとにつきましては、長期的に 20 年あるいは 40 年という形で計画を進めておりまして、それぞれ来年度行います防水と北面のシール工事につきましては、早急に行いたいと思っております。今のえんぱーくが長く安全に過ごせるように、長くもちますようにということで、計画的に進めていきたいと思っております。
- **〇丸山寿子委員** そのほか、屋上と建物の北面以外のところで、今、分かっているものがもしあればお願いします。
- ○交流支援課長 電気設備にしましても、LEDに替えていきたいという希望があります。また、それはえんぱ ーくだけでなく全庁的なものとなりますので、交流支援課だけでなく全体として考えていただくものもあります。 それから、外壁につきましては、北面だけでなく、ほかのところも三方がガラス面になっているのですけれども、 南側につきましては、ガラス張りのために、日光の関係で暑くなったり、温度が結構上がったりもするものです から、フィルムを貼って温度を下げると言いますか、使いやすい環境にしていくというのもあります。それから、 そのほかには、床材の張り替えとか、 南面それから東面についても外壁のシールを行っていきたいと考えております。 以上です。
- **〇丸山寿子委員** 10 周年の式典のときにも、当初から関わってきてくださっている方の評価として、10 年たったとは思えない非常にいい管理というお話でしたので、効率も含めながら維持していただくようにお願いをしたいと思います。
- ○委員長ほかにありますか。
- **○西條富雄委員** 143 ページ、生活困窮者自立支援事業で、住居確保給付金 690 万円余については、国からの補助もあるのですけれども、何人ぐらいの想定を組まれたのでしょうか。教えてください。
- ○委員長 答弁をしてください。
- ○福祉課長 この事業につきましては、国の事業で補助率が4分の3ということになっておりまして、65人分ぐらい予定をしている予算となっております。単身世帯が約35人、2人世帯が15人、それ以上が15人ということで65世帯分を予定しているものです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質問はないようですので、120 ページから 123 ページ、140 ページから 155 ページまでは以上で終了といたします。

続いて、3款民生費2項児童福祉費から5項災害救助費、予算書156ページから177ページ、それと4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費から4目母子保険費、予算書178ページから191ページ、5款労働費1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、予算書206ページから207ページまでの説明を求めます。

〇こども課長 それでは、予算書 156 ページ、説明欄は 157 ページをお願いいたします。 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費。 こちらにつきましては、こども課に関する経費、また、福祉課所管の児童手当等の扶助費が主なものとなっております。上から 2 つ目の白丸、児童福祉事務諸経費。主なものにつきましては、下から 4 段目の黒丸、基幹系共同化システム利用負担金でございます。こちらにつきましては、令和 3 年 1 月から中野市、千曲市、塩尻市の 3 市のシステムを共同化いたしまして、業務委託先、長野県市町村自治振興組合に対する負担金を計上させていただいたものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業。こちらにつきましては、民間の認定こども園、保育園、また認可外保育所等の運営を支援する事業費に加えまして、令和元年10月から始まりました幼児教育保育の無償化に対応する経費などが計上されております。最初の黒丸、認可外保育事業補助金。こちらにつきましては、市内在住の児童を受け入れた民間認可外保育所の運営費に対しまして、児童数や延長保育などの実施状況に応じまして補助金を交付するものでございます。来年度につきましては、自然ランド・バンバン、それから松本市にございますキッズワールド、またもう1つはにじいろキッズという施設に、それぞれ支給を予定しております。次の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金ですが、こちらにつきましては、認定こども園ですとか、私立の幼稚園、保育園等に対しまして、法定の委託料、また長時間の保育、それから低年齢児の保育に係る負担金の交付によりまして、保育所の運営を財政的に支援するものでございます。次の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金でございます。こちらにつきましては、国の幼児教育・保育の無償化に対応するために、新制度に未移行の幼稚園や認可外保育施設などに対しまして交付金を交付するものでございます。私からは、一旦は以上です。

○福祉課長 続きまして、下の白丸、児童扶養手当支給事業 2 億 3,539 万円余ですが、ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を助ける経済的支援を行うため、国の法に基づき児童扶養手当を支給するものでございます。上から3つ目までの黒ポツ、会計年度任用職員は給付に関する窓口や申請の入力作業、現況届の事務処理等を行う職員の人件費でございます。次のページをお願いいたします。上から3つ目の黒ポツ、児童扶養手当システム改修委託料は、国民健康保険法施行令改正による所得額の計算方法の変更対応によるシステム改修でございます。一番下の黒ポツ、児童扶養手当は手当を一部支給している人の減少により、前年度に比べ1,200 万円余の減額となっております。

次の白丸、児童手当支給事業10億3,445万円余ですが、中学校卒業までの子どもを養育している父母等に対し、 生活の安定や児童の健やかな生活に資することを目的に児童手当を支給するものでございます。上から3つ目ま での黒ポツ、会計年度任用職員は給付に関する窓口業務や申請の入力作業、現況届の事務処理等を行う職員2人 分の人件費でございます。一番下の児童手当は、子どもの人口減少等により、前年度に比べ2,600万円余減額と なっております。以上です。

〇こども課長 続きまして、同じページの2目児童運営費です。こちらにつきましては、保育園や子育て支援センターの運営に係る経費が主なものとなっております。説明欄、最初の白丸、職員給与費、最初の黒丸、一般職員給料113人分につきましては、市内公立保育園の園長15人分及び保育士正職員98人分の人件費を計上させていただいております。

次の白丸、保育所運営費です。こちらにつきましては、予算説明資料 31 ページの上段も併せて御覧いただきた いと思います。運営費につきましては、全園で実施しております長時間保育、あるいは大規模3園で当年度実施 をしておりますデイ保育、また、日の出保育園で実施をしておりますホリデイ保育等の特別保育事業などの実施 によりまして、保護者の子育てと就労の両立支援を推進するものでございます。来年度の入園児童 1,725 人を見 込みまして、年間の保育日数が293日の予定でございます。予算書に戻りまして、主なものとして、1つ目の黒 丸でありますが、会計年度任用職員報酬でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の手当、社会 保険料などございます。今年度、来年度につきましては、旧嘱託保育士 154 人、旧臨時保育士 192 人、合計 346 人の会計年度任用職員の報酬を見込み、計上させていただいています。ページをおめくりいただきまして、予算 書は 160 ページ、説明欄は 161 ページになります。細かな経費がございまして、中ほどにピアノ調律手数料とあ りますが、ここから3つ下の黒丸、市外保育所入所児童委託料でございます。こちらにつきましては、市内に居 住をいたします児童の保育で、里帰り出産あるいは一時的な転勤などの勤務状況によりまして、市外の保育所へ 委託するための利用になります。所属によりまして委託料を算定させていただいていますが、来年度は2歳児1 人2か月分、1歳児1人1か月分、またゼロ歳児1人2か月分を含んで計上をさせていただきました。その下の 黒丸であります。保育業務支援システム構築委託料でございます。こちらにつきましては、今年度大規模3園、 日の出、広丘野村、ひまわりの全クラスにタブレット端末を配付いたしまして、登降園管理やお便り配信、また は保育計画等の作成支援、またアプリを通じて保護者等の双方向型の連絡機能を持つシステムを導入しておりま す。来年度につきましては、公立全園に水平展開をいたしまして、保護者の利便性向上と保育の質の向上を図る 予定となっております。ちなみに、ここにあります黒丸のAED使用料の下、保育クラウドサービス使用料、そ れから黒丸の備品購入費等がこのシステムの導入関連費となっております。黒丸は、また少し戻りますけれども、 保育士人材派遣業務委託料でございます。こちらにつきましては、公立保育園における保育人材の一層充実のた めに派遣事業に関する保育士の手配を民間に委託するものであります。今年度ですけれども、日の出保育園で1 人、通年導入をしております。また、北小野保育園では先月2月から1人を。私からは一旦以上でございます。 ○教育総務課長 それでは、次の白丸になります。保育所施設改善事業につきましては、市内 15 園の保育所の 施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用でございます。1つ目の黒ポツ、営繕修繕費につきましては、経 常的な各保育園施設の修繕費のほか、妙義保育園門扉修繕、日の出保育園浸透ます修繕等を予定しております。 一旦、私からは以上です。

○こども課長 続きまして、同じページの白丸、育児支援推進事業です。こちらにつきましては、あそびの広場、また、つどいの広場等におきまして、地域に密着した育児支援を行うと共に、児童の情操を育む取組でございます。予算説明資料 31 ページ下段にもございますので、参考に御覧いただきたいと思います。こちらの事業では、そのほかに松本医療センターの協力で運営されております病児保育の委託料、また新たに病児・病後児保育事業

の実施を計画しております施設の建設費に対する補助事業などの事業費となっております。主なものといたしまして、下から2つ目の黒丸、病児・保育事業委託料でございます。こちらは病児保育のための委託料でございます。ページをおめくりいただきまして、予算書は162ページ、説明欄は163ページをお願いいたします。一番上の黒丸、病児・病後児保育施設整備補助金でございます。市内医療機関が医療施設の隣接地におきまして開設を予定しております病児・病後児保育施設の建設に対する支援といたしまして、国庫補助事業を活用して補助金を交付するものです。私からは、一旦以上でございます。

○教育総務課長 それでは、次の白丸になります。児童福祉施設防犯対策事業ですが、こちらは保育園、児童館施設の警備業務委託や緊急防犯システムを整備し、安全性の向上を図るものでございます。1つ目の黒ポツ、警備委託料につきましては、警備用務委託を3施設、塩尻東保育園、吉田原保育園、吉田児童館分館に先行して業務を委託するもので、今後、計画的に他の施設にも導入していく予定でございます。私からは以上です。

○こども課長 続きまして、その下の白丸、保育補助員設置事業です。こちらにつきましては、おじいちゃん先生、またはおばあちゃん先生の愛称で児童や保護者から親しまれております保育補助員 15 人の臨時職員報酬でございます。今年度の状況でございますが、15 人のうち、おじいちゃん先生が 9 人、おばあちゃん先生が 6 人、最年少は 64 歳、最高齢は 77 歳という状況です。15 人のうちの半数以上が 70 代ということでございます。私からは、一旦以上です。

〇子育で支援センター所長 続きまして、4つ目の白丸、子育で支援センター事業2,800万円余ですが、えんぱーくとえんてらすにある子育で支援センターの運営費でございます。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬1,800万円余は子育で支援センター及び北部子育で支援センターの保育士及び各種行事や休暇代替等の補助保育士の報酬でございます。下から2つ目の黒ポツ、託児保育士派遣委託料48万1,000円につきましては、乳幼児の救急法や子育で講座等の際にお子さんをお預かりする託児の委託料でございます。

一番下の白丸、こども広場事業でございますが、ウイングロードビル3階のこども広場の運営費4,600万円余でございます。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬1,200万円余はこども広場の保育士及び各種行事や休暇代替等の補助保育士の報酬でございます。おめくりいただきまして、下から2つ目の黒ポツ、施設管理負担金2,600万円余ですが、面積割により塩尻市振興公社に支払う施設管理及び光熱水費の負担金でございます。

その下の白丸、ファミリーサポートセンター事業ですが、子育て家庭の育児支援や育児と仕事の両立を支援するファミリーサポートセンターの運営費用 78 万 8,000 円でございます。私からは以上です。

〇こども課長 続きまして、一番下の白丸、給食運営費でございます。こちらは市内の公立保育園 15 園の給食 提供に係る経費が主なものとなっております。上から3つ目の黒丸、給食費ですが、こちらはおやつを含めまし た給食の食材費でございます。一番下の黒丸、給食調理業務委託料でございます。こちらにつきましては、市内 公立園 15 園をプロポーザル方式によりまして、3年間の債務負担契約によりまして民間業者に給食調理業務を委 託する委託料でございます。確認作業ですが、こども課の栄養士が毎年 15 園を回りまして、衛生管理状況あるい は作業工程の確認等を行った上で業務改善提案を行っております。また、児童ごとのアレルギー食、離乳食、行 事食等にも対応をいただき、安全安心な給食提供がなされているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、予算書は166ページ、説明欄は167ページを御覧いただきたいと思います。 一番上の白丸、にぎやか家庭応援事業でございます。その下の黒丸、にぎやか家庭保育料等補助金になりますが、 子育てしたくなるまち日本一を目指しまして、平成27年度から実施しております、子育てと子育て支援と保護者支援の軽減を図るための事業でございます。新制度へ未移行の私立幼稚園等の副食費等について、本市独自の減免措置といたしまして第二子50%、第三子以降100%の減免を行うことで、保護者の負担軽減などを図るものでございます。また、新制度未移行の私立幼稚園に関しましては、第三子以降の入園料や保育料についても、市独自の減免措置として100%の減免を行っております。私からは、一旦以上でございます。

○教育総務課長 それでは、1つ飛ばして白丸、保育園大規模修繕事業につきましては、昭和 54 年建設で老朽 化の進んでおります大門保育園の大規模改修、トイレ洋式化などを行い、施設の延命と相対的な保育環境を整備 するものでございます。令和2年度に実施設計を行っております。

次の白丸、塩尻児童館建設事業につきましては、利用者の増加に伴う塩尻児童館の移転建設のため地質調査や 測量等を行うもので、実施計画につきましては、新たに設置いたします公共施設マネジメント課と連携しまして 進めていく予定でございます。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、3目ひとり親家庭福祉費、白丸、ひとり親家庭福祉推進事業926万8,000円です。この事業では、ひとり親家庭に対し、母子父子自立相談員による生活相談や就労相談を行い、経済的な課題を抱える家庭の生活の安定と自立を図るものでございます。上から4つ目までの黒ポツ、会計年度任用職員は、相談支援を行う母子父子自立支援員の1人分の人件費でございます。9つ目の黒ポツ、ひとり親家庭児童入学祝金は、ひとり親家庭等の児童生徒の小中学校入学祝い金として、1人につき1万円を支給するものでございます。次の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金は、就労に必要なスキルを習得する教育訓練講座等の受講費用の一部を給付するものであります。次の高等職業訓練促進給付金は、看護師等資格取得のための養成機関に就学した場合、就学期間中の生活費を支給するもので、令和3年度は4人の方の予定をしております。次の黒ポツ、高等学校等就学支援給付費は、ひとり親家庭の子どもが高等学校に就学した場合の就学に必要な教材費として年額1万5,000円、公共交通機関を利用した交通費として年額2万円を上限として支給するものでございます。

次のページをお開きください。上の白丸、児童福祉施設費 192 万円でございますが、1 つ目の黒ポツ、母子生活支援施設入所委託費は、虐待等で保護しました母子が自立支援施設に入所した場合の委託料でございます。次の黒ポツ、助産施設入所措置費は、経済的な理由で出産費用等の支払いができない者に対する助産施設への入院及び分娩介助の措置費でございます。以上となります。

○家庭支援課長 それでは、次に4目家庭支援費をお願いいたします。予算案説明資料は32ページになります。 2つ目の白丸、家庭支援推進事務諸経費125万円につきましては、家庭支援課における経常的な経費となります。

その下の白丸、家庭支援推進事業 1,634 万 1,000 円につきましては、妊娠、出産、子育ての課題に応じ、家庭訪問、相談等を行い、関係機関と連携して、妊婦、要保護児童等を支援すると共に、児童虐待の予防、重篤化の防止を図るものです。本年度でございますが、家庭児童相談件数は昨年度比約 1.3 倍で推移しております。本事業、下から 3 つ目の黒ポツ、子育て支援ショートステイ事業委託料 38 万 4,000 円につきましては、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、連続 7 日を限度に乳児院や児童養護施設で子どもを預かるものです。その下の黒ポツ、相談支援システム導入委託料、その下、相談システム使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響を含む、近年の家庭児童相談の増加及び複雑化に伴う家庭状況の正確な把握の必要性、相談業務量の増加等に対応するため、相談支援システムを導入し、子ども、家庭への切れ目のない適切な家庭支援を行うと

共に、相談業務の適正化及び効率化を図るものです。また、本システムは、教育、ひとり親、障がい者、高齢者、 女性、若者等に係る相談業務でも、活用及び連携を図ることで、家庭全体への適切な支援につなげていくことを 目指すものでございます。

次の白丸、こどもの未来応援事業 987 万4,000 円につきましては、これまで、早ね早おき朝ごはん・どくしょ 市民運動の推進と地域での学習支援を含む子どもの居場所づくりの促進を図ってきた事業ですが、次年度は、子 どもの貧困対策を重点的に進めるために、事業費全体で970万円余の増額となっております。国民生活基礎調査 によりますと、子どもの貧困率は 13.5%で、子どもの7人に1人が貧困状態にあります。新型コロナウイルス感 染症の拡大に伴う保護者の経済状況及び就労状況の悪化により、さらなる深刻化が懸念されているところであり ます。本事業、最初の黒ポツ、こどもの未来応援協議会委員報酬15万1,000円及び、おめくりいただきまして、 次ページの下から2つ目の黒ポツ、子ども貧困対策推進計画等作成委託料400万円につきましては、子どもの貧 困対策の推進に関する法律に基づく計画策定のための協議会の委員報酬及び委託料となります。子どもの貧困に 係る実態調査に基づき、本市の子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、教育福祉等の具体的な支援に係 る施策について定めてまいります。なお、計画策定に当たり、次年度から組織再編により、家庭支援課にてひき こもり対策を中心とした若者サポート事業に取り組むこととしており、若者サポートを中心とした子ども・若者 育成支援計画についても併せて策定してまいります。戻りまして、169 ページ、一番下の黒ポツ及び 170 ページ 上から2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬手当保険料につきましては、新たに子どもの貧困対策ケースワー カーを家庭支援課に配置し、多様で複合的な課題を抱える子ども、保護者の気持ちに寄り添いながら相談に応じ ると共に、子どものライフステージに応じた、きめ細かで包括的な支援につなげてまいります。1つ飛びまして、 学習支援員謝礼135万円につきましては、経済状況も含め、養育環境が困難な家庭を対象に、子どもの学習、生 活支援事業を実施するものです。教員OB等の学習生活支援員が家庭訪問等を行い、学校の勉強の復習、学習の 習慣づけを行う学習支援を行うと共に、子どもの相談支援、生活習慣、社会性の習得支援、保護者への相談支援 等を総合的に行うための報酬となります。本事業、一番下の黒ポツ、子どもの居場所づくり推進事業交付金につ きましては、食事の提供による居場所づくり、こども食堂になりますが、と、学習支援による居場所づくり、無 料の塾等を実施する団体等に対して、その事業の実施に係る費用の一部を交付し、子どもの地域での居場所づく りを推進してまいります。私からは以上です。

○こども課長 続きまして、同じページ、5目児童健全育成費です。こちらにつきましては、児童館8館及び分館1館の運営に係る経費や館長や厚生員の人件費が主なものでございます。上から2つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費。主なものといたしましては、ページをおめくりいただきまして、予算書は172ページ、説明欄173ページを御覧いただきたいと思います。上から3つ目の黒丸、洗馬児童館指定管理料でございます。こちらにつきましては、塩尻市社会福祉協議会が管理運営をいたしますふれあいセンター洗馬に併設をされております洗馬児童館を、指定管理制度によりまして、同社会福祉協議会へ委託するものでございます。協定期間は平成30年から令和4年までの5年間でございます。社会福祉協議会ならではの耳が聞こえない人への配慮、あるいは防災時の助け合いなどについての福祉講座などを開催していただいております。

次の白丸、放課後キッズクラブ運営費です。こちらの放課後児童クラブにつきましては、児童福祉法において、 保護者等が就労等により昼間家庭にいないこととされているため、本市独自に平成27年度から放課後キッズクラ ブ事業を創設いたしまして、昼間保護者が家庭にいても児童館を利用できるような仕組みをつくっております。 私からは、一旦以上でございます。

○教育総務課長 それでは、次の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業ですが、市内児童館、児童クラブの施設の維持管理等に関する経費として、通常の営繕修繕料のほか、施設管理に係る各種委託料等を計上しているものでございます。私からは以上です。

○家庭支援課長 続きまして、6目発達支援費をお願いいたします。予算説明資料 32 ページも併せて御覧ください。元気っ子応援事業説明欄、582 万1,000 円につきましては、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるよう、一人一人に応じた育ちを途切れなく 18 歳まで支援する事業です。 2つ目の黒丸、元気っ子相談等謝礼 395 万2,000 円につきましては、医療相談、心理検査、ことばの相談、元気っ子のびのび会等における小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼となります。次年度はことばの相談の需要に対応し、39 万円の増となっております。本事業、下から 2 つ目の黒丸、ことばの教室運営委託料につきましては、現行福祉課の地域生活支援事業の一環として行っていましたが、ことばの相談から教室へのスムーズな移行と継続的な支援を行うため、本事業に移管し、家庭支援課で実施するものでございます。以上です。

○福祉課長 続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費になります。次のページをお開きください。最初の白丸、生活保護事務諸経費1,384万4,000円ですが、2つ目の黒ポツから3つ目まで会計年度任用職員は生活保護の面接相談員、就労に関する指導を行う就労支援員、生活保護費の経理を行う職員、計3人分の人件費でございます。そこから9つ目の黒ポツ、パソコン保守点検委託料は、中国残留邦人支援システムの保守と多くの健康課題を抱えている生活保護受給者に対して、レセプト等のデータに基づき、生活習慣病の発症予防の推進を図るための生活保護レセプト管理システム管理委託料でございます。

次の白丸、生活保護適正化事業 125 万 1,000 円ですが、生活保護制度の適正な運用を図るものでございます。 5つ目の黒ポツ、レセプト点検委託料 57 万円は、医療扶助の適正な支給を行うため、医療機関から提出された診療レセプトの内容点検を、専門知識のある民間業者に委託するものであります。

次に、2目扶助費の生活保護扶助費 5 億 6,832 万円ですが、1つ目の黒ポツ、生活保護費は生活保護法に基づきまして、受給者に対し総世帯の人数及び生活の状況に応じて支給するものでございます。本年1月末現在の生活保護受給世帯数は289 世帯、給付者数372人となっており、昨年度末と比べ、被保護者世帯数が3件、被保護者数が増減なしとなっている状況であります。2つ目の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付金は、中国在留邦人支援法に基づき、帰国後の安定した生活を支援するため給付するもので、支援給付世帯数6世帯、給付者数8人となっております。3つ目の黒ポツ、就労自立給付費は、安定した職業についたことにより保護が必要となくなった者に対して、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するために給付するものでございます。

次のページをお開きください。一番下になりますが、5項災害救助費1目災害救助費の応急救助諸経費と災害補償金500万円ですが、災害により市民が死亡した場合、遺族に対して給付されるものでございます。説明は以上になります。

○委員長 一旦、ここで切ります。10分間の休憩をします。

午後2時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

少し区切って行いますので、ただいま説明をいただいた 156 から 177 ページまでについて質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○金子勝寿委員 159 ページの保育所運営費に関してということでお聞きしますが、市内保育園において卒園式がこの3月挙行されるわけですが、保護者の参加数を1人に絞ったという通知をいただいてはいるのですが、卒園生の卒園式の出席について、松本市が2人にしたということで、この辺の対応について、変更とかそのままいくのか、1人にした経過、理由等についてもし説明ができれば、お願いいたします。

○こども課長 新型コロナウイルス対応につきましては、昨年来対応をしておりまして、1年が経過するところでございます。依然として終息の見込みが立たないという状況の中で、本年度の卒園式についてどのような対応をしたらよいのか、課内で協議をしてまいりました。そうはいいましても日にちが迫ってまいりますので、2月3日の定例園長会で、1家庭1人までということで決定をいたしまして、2月17日付で卒園児の保護者向けの通知をさせていただいたところでございます。その後、高かった松本市の警戒レベルでありますけれども、2月5日にレベル4からレベル3へ緩和されました。また、2月12日にはレベル3がレベル2へ緩和されると。またさらに2月16日にはレベル2がレベル1へ緩和されるというような動きがございまして、決定の後、徐々に徐々に警戒レベルが下がってきたというような状況の中で、2月17日に卒園児保護者向けの通知が発出されたというような状況でございます。

ただその後、その通知を御覧になられた保護者の方から、目に二、三件ほどの、なぜ2人では駄目なのでしょう、何とか2人にしていただけないかという問い合わせがございました。判断の時期がちょうど山の下り坂中腹辺りから山裾に向けてぐらいの、そんな発生状況でありましたので、こちらとしても、いつまた盛り返すかどうか分からないというような難しい判断を迫られておりました。正直言って私の判断も揺らぎましたけれども、その後、再び感染者の発生が抑制されまして、塩尻市においては2月9日が最後の発生者という状況でございまして、それ以降は塩尻での感染者はなしというような状況でありまして、あと、松本平での感染者が非常に少なくなったという状況がありましたので、先週、再度こども課内で協議をいたしまして、保護者のいろんな訴え等も参考に、再度検討をした結果、2人にするという判断をさせていただき、3月5日付で卒園児保護者に向けて、改めて1家庭2人以内ということで通知をさせていただいた状況でございます。現場の保育士によりますと、2人に緩和されたことによって、両親ともに出られるようになったという喜びの声が挙がったという報告を受けております。その一方で、リズム室が非常に密の状態で卒園式を挙行せざるを得ない状況になってしまうということも非常に問題ではないかという見方もございまして、園長には感染対策を万全に期した上で卒園式を挙行していただきたいとお願いをしながら、また換気のお願いなどもしながら、短時間で卒園式を実施する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○金子勝寿委員 大変難しい判断だったと思いますが、希望の多い、お父さんとかお母さんが出席できるということで、昨年は1人ということだったのですが、ぜひ密の状態にならないよう、しっかりやっていただきたいと

思います。評価したいのは一度出したものを変更するというのは、行政はなかなかやりにくいことだと、前例を返すことは大変だったと思いますが、よく判断していただいたと思います。また、何らかの感染が起こらないように、ぜひ最後までやり遂げていただいて、判断が正しかったというようにやっていただきたいと思います。以上です。

- ○委員長ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 同じページの児童扶養手当が 1,300 万円減、それから児童手当が 2,600 万円減という予算を組んでいただきました。令和 2 年の予算も令和元年の児童扶養手当から 1,300 万円減、それから児童手当が 2,200 円減と組んでいるのですけれど、児童がそれだけ減っているということが如実に表れている数字だと思うのですけれども、大体何人ぐらい減ってきているのかという具体的な人数とかお分かりなるでしょうか。
- ○福祉課長 まず、児童扶養手当ですけれども、1月1日現在で児童扶養手当の受給者が449世帯でした。昨年度、令和元年度ですけれども、471世帯ということで、22世帯ぐらい減しているというような状況になっております。それから児童手当ですけれども、今現在、児童手当の受給者世帯が約4,700世帯となっております。昨年度が4,904人となっております。以上です。
- ○西條富雄委員 子育てしたくなるまち日本一の塩尻市にとっては、児童手当、この辺は重要なところですので、 さらに継続していただくようにお願いします。以上です。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 163 ページの1番上のところで、病児・病後児保育施設整備補助金ですけれども、以前は市内に病後児・病児の場所がありまして、そこが受けられなくなって松本に何とかお願いして枠をということで、令和2年度はそれで何とか乗り越えたというようなところがあったと思います。市内にということだったですけれども、これは以前やっていたところなのか、そして、また建設が出来上がって利用できるようになるのはいつからなのか、その辺について教えてください。
- **○こども課長** まず、最初の御質問、医療機関でございますけれども、以前お願いしていた医療機関ではございません。市内の内科小児科の医療機関になります。立地が調整区域でございまして、県の開発行為審査会の判断を、今待っているような状況でございます。県の開発審査会は6月の案件として、提出を目指しているところでありますけれども、もしそれが仮に通れば、8月に工事着工、そして令和4年4月には開所という見込みでございます。
- **〇丸山寿子委員** 通って、市内にも病児・病後児でまた利用できると、働く親の皆さん等、大変助かると思うのですが、それまでは今お願いしているように、松本市のほうに変わらずお願いできると考えればよろしいですか。
- **○こども課長** 丸山委員お察しのとおりでございまして、松本医療センターには塩尻市民の1名枠は堅持しております。ちなみに先ほど説明漏らしましたけれども、新たに建設を予定しているところの受入れ枠は3人です。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 その2つ下の丸で、おじいちゃん、おばあちゃん先生の数の確認です。保育補助委員設置事業、 先ほど15名とおっしゃった中で、おじいちゃん先生、男性が5人、おばあちゃん先生、女性が6人と聞いて、計 算が合わないものですから、もう一度確認です。教えてください。

- **○こども課長** 大変失礼いたしました。おじいちゃん先生が9人、おばあちゃん先生が6人で、15名でございます。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○柴田博委員 161 ページの真ん中より上のほう、保育業務システム構築委託料ですけれども、タブレットそのものは備品購入費で買うということですが、それと同額ぐらいの金額なのですけれども、これは新しくそういうシステムを初めからつくるということなのか、それとも、あるものを買ってくるということなのか、その辺の説明を少しお願いします。
- **○こども課長** こちらにつきましては、既存のシステムの導入を予定しておりまして、全国では7,000 件程度の 受託を請け負っている企業がございまして、そちらにあります既存のシステムを使わせていただく考えでござい ます。
- ○柴田博委員 それはつくって使い始めて、年ごとに使用料みたいなものがまた発生するということですか。
- **○こども課長** システムは、新クライアントシステムになりまして、データはクラウドにため込まれるという、 そういう仕組みになっております。そのシステムの使用料ということ。それから、諸々の高速情報通信回線の工 事等も含まれております。以上です。
- **〇柴田博委員** 次に、167 ページの大門保育園の大規模修繕、これは保育園を運営しながらやるということだと 思うのですけれど、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。
- ○教育総務課長 今の園舎を大規模に改修しますので、園を運営しながらということで、仮設の園舎を園庭に設置いたします。 1 部屋ずつ移動しながら改修していって、最後に給食調理室を修繕して、仮設園舎を撤去して終了という予定で考えております。
- ○柴田博委員 施工期間はどれぐらいかかるのですか。
- ○教育総務課長 10 か月予定しています。
- 〇柴田博委員 それから 165 ページの真ん中あたりのファミリーサポートセンター事業ですけれど、総額で 78 万 8,000 円ということなのですが、これは具体的に今どんなことをやっている事業なのか、改めてですけれど、説明をお願いします。
- **〇子育て支援センター所長** ファミリーサポートセンター事業ですけれども、対象となるのが市内のお住まいのゼロ歳から中学に上がる前、小学生までのお子さんを持つ保護者の方が対象となります。様々な事情で子どもを預かっていただきたいときに、事前に登録をいただいておくことで、逆にお預かりする側も登録をいただいておりまして、必要があったときに、お預かりいただく方を支援センターのほうで仲介して探すという内容でございます。有償のボランティアという形になっておりまして、1時間当たり600円を頂戴しております。以上です。
- 〇柴田博委員 実際に利用されている方がどれくらいいるかということと、今言った1時間当たり600円という金額については、依頼する方と実際に行って子どもの面倒みる方との間でやりとりするということで、この中には入っていないということでいいわけですか。
- **〇子育て支援センター所長** 最初に利用の人数でございますけれども、実際に依頼をしたいということで登録していらっしゃる方は、年度の途中なのですが、今現在 678 人いらっしゃいます。本年につきましては、やはり新型コロナウイルスの関係で大分利用が減っておりまして、2月末現在、御利用いただいているのが 558 件になり

ますが、この中でリピーターというか、お一人の方が複数回お願いをしておりますので、実際のところは 678 人登録している中で、御利用いただいているのが 50 人弱ぐらいの状況でございます。また、金額につきましては、お預かりが終了する時点で、保護者のほうから、その都度提供会員にお支払いをしていただいておりますので、この事業費の中には含まれてはおりません。

- **〇柴田博委員** 依頼を受けて仲介している、誰に頼むかということをやっているのは、職員がやっているわけですか。
- ○子育て支援センター所長 はい、そのとおりでございます。
- ○委員長 よろしいですか。
- 〇柴田博委員 はい。
- **○委員長** ほかにありますか。よろしいですか。
- ○丸山寿子委員 若者サポートの関係が家庭支援課に移るわけなのですけれど、職員体制等どのようにしていくのか、お聞かせください。
- **○家庭支援課長** まだ人事が確定していない段階ではございますが、専門職の配置によりまして、ワンストップで対応していきたいと考えております。
- ○丸山寿子委員 それから若者サポートで、かつては18歳という感じだったわけですけれど、今おおむね40歳までというのが言われていることなのですが、対象についてお聞かせください。
- ○家庭支援課長 我々家庭支援課は今まで子ども、子育て世代の家庭を中心とした支援をしてまいりました。やはり 18歳以降の支援をどうしていくかということは一つ大きな課題としてありまして、若者サポートの部分とも、元気っ子応援事業等で連携をしてきたところです。ですので、そういったところで 18歳以降については継続支援をしていきたいと考えておりますが、現在ひきこもりの状態にある方もいらっしゃいますので、その部分は若者を中心に、特に 40歳で切るということはなく、ある程度年代については継続していくような方向で対応していきたいと考えております。ですので、40歳という方のところでの支援だけでなく、現在のひきこもり状態の方への支援はしていくと考えております。
- ○丸山寿子委員 大人のひきこもりの方の場合は、当事者がなかなか出られないので、その親、血縁関係の方が相談に行く。そういう場合で、家庭支援課というとどうしても子どもというイメージがあって、相談に行きにくい部分もあるかなと。あと、前から言っているのですけれど、女性相談もということになっていまして、それが家庭支援課というと、家庭の中でということも一つはDVとかあるにはあるのですが、少し幅広くなるので、その辺が今度新しい体制になったとき、どうなるのかという心配をしているところです。今の段階で、もし何か分かることがあればお願いいたします。
- ○家庭支援課長 家庭支援課というところで今までのイメージというものはあるかなと思いますが、若者サポートを一緒にやっていきますということをきちんとアピールしていきます。あと、我々福祉事務所も兼ねていますので、福祉部門との連携の中で、該当する御家族の声を寄せていただけるようにPRしていきたいと思っています。女性の部分に関しましては、社会教育スポーツ課のほうで、引き続き継続していくという方向でございまして、今も女性相談に関しましては、DV等も含めて連携してやっておりますので、その部分を継続して行っていく予定でおります。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 それから別のことです。こどもの未来応援事業で、特に令和3年は子どもの貧困を中心に行うという話でした。それと 171 ページの上段の一番下、子どもの居場所づくりということで、こども食堂や学習支援というお話でしたけれども、先駆けてやり出しているところは少しあるのですが、市内全域の子どもたちが救われると言いますか、つまりすごいことができないまでも窓口が開くということで、人と人のつながりが断ち切れないで、大人を頼れると思ってもらうことが大切だと思うので、うまくいっているかどうかは別として、先にやっているところの状況などを外に発信することで、いろいろな地域でそういう居場所といいますか、さりげない助けを求められるというようなことが、今のコロナの非常に厳しい状況の中で本当に必要だと思うのですけれど、その辺についてどうでしょうか。なかなか地域にというのは難しいかもしれませんが。

○家庭支援課長 今年度もコロナ禍の中で、こども食堂等の開催については、二の足を踏んでしまうような状況 というのがあったのは事実でして、市内でも1か所、片丘で秋に2回開催できたところで、その後はやはり開催 が難しかったという現状がございます。ただ、地域ではやりたいという方もいらっしゃって、社協を通じてそん な声が届いていたりもしますので、我々もこども未来応援事業の中でノウハウの蓄積ができつつあります。今持っているネットワークでおつなぎしたりとか、そういったところで支援をしていきながら、一部運営費の補助をしていくというところで、地域の居場所づくりを応援していきたいと考えております。以上です。

○丸山寿子委員 以前子どもの貧困関係で、湯浅誠さんが来てくださって、非常にいい講演で、大勢の方が聞いていただいたり。それから男女共同参画のほうで、こども食堂の関係の講演があり、また今度あるわけですね。それもキャッチしている人たちもいて、初めて話を聞くことを期待している声が届いてはいるのですけれども、そういうきめ細やかに何回もやって、広く市民にそういうことを知らせていただきたいです。それから、コロナ禍で通常のこども食堂ができないのだけれども、ドライブスルーではないですが、必要な物資を持って行っていいという親子の皆さんが来てくださるような工夫もしているので、そういった情報提供もぜひしていただけたらと思います。どうですか。

○家庭支援課長 情報発信につきましては、昨年度までは湯浅先生の講演を2回やってきたということと、今年も男女共同参画・若者サポート課で、ホットライン信州の講演を配信したというような状況があります。我々も次年度に向けてということもありますが、今年度事業として、3月20日にこども食堂という、今の子どもの現状について知る機会を市民向けに設けさせていただきます。議員の皆様にも文書で送らせていただきましたけれども、レザンホールで開催いたしますので、そちらのほうにもまた足を運んでいただけるとありがたいです。次年度以降についても、こういった啓発活動については継続して行っていく予定でおりますので、お願いをしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 175 ページの生活保護の関係ですけれども、会計年度任用職員が3人という説明があったと思うのですが、それぞれどのような仕事をされて担当しておられるか、その辺を聞かせください。

○福祉課長 まず、面接相談員という方がおられます。その方は、窓口での生活保護の制度の説明とか申請書の受付を行っていただくということになります。ですので、一番最初に生活保護の相談に来られた方は、その面接相談員を最初に受けていただくということになります。それと、あと、就労支援員がおられまして、その方につ

いてはケースワーカーから就労支援が必要な人を見ていただくということで、ハローワークとか企業等へもあっせんをしていただいて、定期的にハローワークへ同行するとか、あとはハローワークの支援員たちと連携をしながら、情報交換をしながら就労に対する指導と言いますか、履歴書の書き方からということもありますので、そういうところも指導していただいている方です。あと1人の方は、支払いの関係とか生活保護の支払いの関係を担当する旧臨時職員となります。以上です。

〇柴田博委員 相談を受けていらっしゃる方と、あと、就労支援されている方は、それぞれ専門的な知識を持たれている方ということなのでしょうか。それとも資格は別になくて、誰でもいいということなのか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長 面接相談員の方は社会福祉士の資格を持っておられる方です。就労支援は特にそういう資格はないのですけれども、いろいろな経験が豊富な方と言いますか、いろいろ生活保護の場合は、受付窓口でトラブルが発生する可能性がないところではないものですから、そういうものに長けている方にお願いをしているのが実情でございます。

- ○柴田博委員 あと、正規職員の方は、ケースワーカーとして全員の方がやられているということですか。
- ○福祉課長 今現在、ケースワーカー5名で担当をしております。その中には健康保険指導ということで、今年から事業を実施しております被保護者の方の健康管理をしていただく保健師が1人配置になっております。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○柴田博委員 はい。
- ○委員長 ほかにありますか。

それでは、質問がないようですので、156ページから177ページは以上で終了といたします。 続いて、178ページから191ページ及び206ページから207ページまで説明をしてください。

○健康づくり課長 それでは、予算書 178、179 ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費になります。説明欄2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費672万5,000円につきましては、保健衛生全般に係る事務的経費になります。下から2つ目の黒ポツ、基幹系共同システム利用負担金396万5,000円につきましては、基幹系システムの3市共同化に伴う負担金になっております。

次の白丸、未熟児療育医療給付事業 451 万 1,000 円につきましては、養育のため入院が必要な出生体重 2,000 グラム以下の未熟児等に対しまして必要な医療の給付を行うものでございまして、2つ目の黒ポツ、未熟児療育 医療給付金 450 万円がその給付費となります。

次の白丸、地域医療推進事業3,727万9,000円につきましては、予算案の説明資料17ページの上段を併せて御覧いただきたいと思います。地域医療推進事業につきましては、地域住民の健康管理、救急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているものでございまして、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保するもののほか、平日の夜間や土日祝日の2次救急医療に係るものなどになります。説明欄、上から2つ目の黒ポツ、在宅当番医制事業委託料523万1,000円につきましては、土曜日の午後、日曜祝日、年末年始などの診療体制を確保するため、塩筑医師会に委託するものでございます。また、次の黒ポツ、在宅歯科当番医制事業委託料151万8,000円、その次の黒ポツ、当番薬局制事業委託料27万7,000円につきましては、医科と同様に、歯科は塩筑歯科医師会に、

調剤は松本薬剤師会へ委託をするもので、日曜等の歯科診療及び調剤体制を確保するものでございます。その3つ下の黒ポツ、病院群輪番制事業負担金1,487万5,000円につきましては、平日の夜間及び土日祝日の救急対応のうち、入院や手術の対応が必要な2次救急医療機関8病院に当番制でお願いしているものでございまして、医師会及び3市5村などで協議会を構成し、松本広域圏内の救急医療を確保するもので、人口割30%と利用者割70%で負担するものでございます。一番下の黒ポツ、地域医療確保対策補助金275万3,000円につきましては、楢川診療所が一旦休止することに伴いまして、巡回診療を実施する医療機関に対し補助金を交付し、楢川地区の地域医療の確保を図るものでございます。次の180、181ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、国民健康保険楢川診療所事業特別会計繰出金605万9,000円につきましては、特別会計への繰り出しでございまして、詳細につきましては特別会計で御説明をさせていただきます。

次の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業 167 万円につきましては、産科医の不足を 3 市 5 村の松本広域 圏全域でカバーするために設立をしました協議会への負担金となります。共通診療ノートの作成や研究費用の助 成等をしながら、分娩医療機関と検診医療機関の役割の分担をする中で、分娩医療機関の負担軽減を図り、産科 医療体制を確保するものでございます。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業 1,600 万 4,000 円につきましては、不妊または不育症治療に対しまして、 事実婚を含む夫婦に、1 年度に 1 回を限度に自己負担の 2 分の 1、限度額 30 万円を 5 回まで補助するものでございまして、 2 つ目の黒ポツの不妊治療補助金 1,600 万円がその補助金となります。

次に、2目予防費になります。初めの白丸、予防対策事務諸経費2億3,704万4,000円につきましては、予算案説明資料17ページの上から2段目を併せて御覧をいただきたいと思います。予防対策事務諸経費は、定期予防接種に係るワクチン代や、医療機関等において予防接種をお願いしております医師への委託料などになっております。説明欄、上から9つ目の黒ポツになりますが、消耗品費1億257万8,000円につきましては、14種類の定期予防接種に係るワクチン代などになりますが、令和2年10月から始まりましたロタウイルスワクチンが令和3年度は1年分になることや、また子宮頸がんワクチンの接種につきまして、接種の有無が判断できる情報を個別に提供することになり、接種者が増えることが見込まれることなどから、284万4,000円の増額になっております。その7つ下になりますが、個別接種医師委託料1億399万4,000円につきましては、医療機関における個別接種を塩筑医師会へ委託するものでございます。その4つ下の黒ポツ、風しん抗体検査委託料1,131万3,000円につきましては、風しんの感染防止のため、国の風しんに関する追加的対策としまして、抗体保有率の低い年代の男性を対象に抗体検査を行い、抗体価が低い場合につきましては、定期予防接種として行うものでございます。令和3年度から3年計画で行う最終年度でして、1,800人の抗体検査を見込んでいるところでございます。

次の白丸、感染症予防等対策費 2,169 万 6,000 円につきましては、予算案説明資料は17 ページの上から3段目になります。感染症予防対策費につきましては、感染症法に基づき、結核等の予防対策を行う経費になります。 次の182、183 ページをお願いいたします。説明欄、上から4つ目の黒ポツになりますが、結核健康診断委託料1,882 万 4,000 円につきましては、結核、肺がん予防のための胸部レントゲン検査及び肺のCT検査を健康づくり事業団に委託するものでございます。以上です。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 次の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業3億 8,592 万円余。この事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費になりまして、対象経

費のほぼ全額が国の負担金と補助事業の対象となります。事業の算出に当たりましては、予算編成時の見込みで 対象経費等を算出しておりまして、現時点で既に国から示されている内容も変わってきております。予算執行時 には、対応を変えざるを得ないものと考えますので、御了承願います。また、当初の段階では、ワクチン接種が 令和3年9月までに終了するものとされておりましたが、令和4年2月末までと計画期間が延長されましたので、 その延長分の対応につきましては、補正で対応を予定しております。 1 つ目の黒ポツ、予防接種健康被害調査委 員会委員報酬6万7,000円。こちらにつきましては、万が一、ワクチン接種による副反応で健康被害が生じた場 合に、市で予防接種健康被害調査委員会を設置しまして、医学的な見地から調査を行う委員会に払う委員報酬2 回分でございます。次の黒ポツ、会計年度任用職員報酬683万円余。こちらにつきましては、令和3年9月末ま での看護師、事務補助、ワクチン配達員等の会計年度任用職員の報酬となります。4つ下の黒ポツ、消耗品費2,210 万円。こちらにつきましては、集団接種に係る医療品及び事務用品、ワクチン配送物品等を想定しております。 予算編成時には、接種用の注射針、シリンジ希釈用生理用食塩液等の調達を想定しておりましたけれども、国か ら支給されるように変わっておりましたので、その辺が変わってきております。6つ下の黒ポツ、コールセンタ 一等運営業務委託料 5,000 万円。こちらにつきましては、3月3日に開設しました市のコールセンターの運営等 の委託料で、4月から9月分を見込んでおります。委託内容につきましては、コールセンターの運営、予約シス テムの運営、接種券、予診票の印刷物等が含まれております。コールセンターにつきましては、一番予約等で混 み合うと予想されます4月、5月分につきましては最大5人、土日につきましてはキャンセル対応ということで 2名を想定しておりまして、問い合わせ状況により人数が減る予定でございます。次の黒ポツ、新型コロナウイ ルスワクチン接種医師等委託料2億6,300万円余。こちらにつきましては、集団接種、個別接種に係る医師、看 護師への委託料になります。集団接種につきましては、医師の時給2万 5,000 円、看護師の時給 7,000 円を想定 しております。個別接種につきましては、被接種者1人当たり2,277円で積算しています。最後の黒ポツ、新型 コロナウイルスワクチン接種体制確保支援金980万円。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの 接種に御協力いただける個別接種の医療機関に対しまして支払う支援金となります。個別接種医療機関では、ワ クチンの管理、システム対応、また、医療用廃棄物の準備等が必要となりますので、その経費に充てていただく ような支援金でございます。超低温冷凍庫の設置医療機関につきましては4病院を想定しておりまして、支援金 を各医療機関へ50万円、その他の接種の協力医療機関につきましては支援金30万円、26医療機関を想定してお ります。以上です。

○健康づくり課長 それでは、次に3目保健対策費になります。2つ目の白丸、健康増進事業7,038万5,000円につきましては、健康増進法に基づく各種がん検診等を実施し、市民の健康増進を図るものでございます。次に184、185ページをお願いいたします。説明欄の中ほどの黒ポツになりますが、保健対策事業委託料5,836万5,000円につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等について集団検診を健康づくり事業団に、個別検診を塩筑医師会に委託をし、実施をするものでございます。国立がん研究センターによるがん検診のガイドラインに基づきまして、対象年齢や検診頻度の見直しなどを行いまして、917万5,000円の減額となっております。

次の白丸、歯科保健事業 672 万 6,000 円につきましては、乳幼児や妊産婦、成人などの歯科健診や相談等を実施しまして、歯と口腔の健康増進に取り組むものでございます。下から 2 つ目の黒ポツ、歯科健診委託料 309 万 5,000 円につきましては、妊婦歯科健診、さわやか歯科健診及びよい歯を守る相談会を塩筑歯科医師会に委託を

し、実施をするものでございます。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業 3,676 万 8,000 円につきましては、生活習慣病予防のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と生活保護受給者を対象としました塩尻市健康診査を実施するなどの経費となっております。次に、186、187 ページをお願いいたします。中ほどより少し下になりますが、後期高齢者健診等委託料 2,570 万 3,000 円につきましては、後期高齢者健診及び塩尻市健康診査につきまして集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託をして実施をするものでございます。その3つ下の黒ポツ、人間ドック等補助金235万円につきましては、後期高齢者医療制度加入者を対象に、人間ドック受診費用の補助金として、日帰りドックに1万5,000 円、1泊2日ドックに2万円、脳ドックに1万円を補助するものでございます。

次の白丸、食育推進事業 726 万 4,000 円につきましては、食育活動を通じて市民の食に対する理解を深め健全な食習慣の定着と健康づくりを推進するものでございます。下から 3 つ目の黒ポツ、食生活改善普及事業委託料56 万 6,000 円につきましては、食生活改善推進協議会に委託をし、離乳食講習会、妊産婦食講習会などを実施するものでございます。

次の白丸、健康づくり支援事業 197 万 7,000 円につきましては、予算案説明資料 17 ページの下から 3 段目になります。ヘルスアップ委員会の活動や運動指導の実施などにより、市民の健康を守る取組を支援すると共に、健康ポイント事業を実施するものでございます。2 つ目の黒ポツ、健康ポイント事業景品代 71 万 5,000 円につきましては、健診受診に加え、ウオーキングやラジオ体操などに取り組み、100 ポイントと交換する 1,000 円分の割引券と抽選などで当たる、いわゆるダブルチャンスの景品代となっております。令和 3 年度につきましては、対象を 40 歳以上から 25 歳以上に拡大すると共に、実施期間につきましても、今年度は 6 月から実施をしておりましたが、新年度は 4 月からとするなど、より多くの方に取り組んでいただけるよう見直しを図ってまいります。

次に、188、189ページをお願いいたします。4目母子保健費になります。説明欄1つ目の白丸、母子健診事業8,058万7,000円につきましては、予算案説明資料17ページの下から2段目を併せて御覧いただきたいと思います。母子保健法に基づき、妊婦、乳幼児を対象に各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図るものでございます。真ん中より下になりますが、妊婦一般健康診査委託料6,053万1,000円、その下の黒ポツ、乳児一般健康診査委託料239万6,000円、その下の黒ポツ、産婦健康診査委託料467万5,000円につきましては、妊産婦及び乳児の健康診査や個別健診を長野県医師会と助産師会に委託をし、実施をするものでございます。

次の白丸、母子相談支援事業 1,437 万 4,000 円につきましては、予算案説明資料は 17 ページの最下段になります。妊娠出産、子育でに関する相談、訪問事業等を通し、安心して出産、子育でができる環境の整備の充実を図るものでございます。初めの黒ポツ、会計年度任用職員報酬 653 万 4,000 円につきましては、2 か所の安心サポートルームに勤務をします保健師、助産師 3 人分の報酬になります。一番下の黒ポツ、宿泊型産後ケア事業委託料 168 万円につきましては、出産後の母子が病院等に宿泊をして、心身のケアやサポートを受けながら、産後の育児への不安解消を図ることを目的に、3 か所の出産医療機関に委託をしているものでございます。原則、6 泊7 日以内で利用料の8割、1 日当たり2万 4,000 円を上限に助成するもので、延べ70 日分を見込んでいるものでございます。次に、190、191 ページをお願いいたします。一番下の黒ポツ、オンライン相談委託料 4 万 8,000 円につきましては、新規事業としまして、コロナ禍において、妊産婦や乳幼児の保護者などの不安解消を図るため、

オンラインによる相談を長野県助産師会に委託をし、実施をするものでございます。説明は以上です。

〇男女共同参画・若者サポート課長 次に、206、207ページをお願いいたします。5款労働費1項労働諸費2目 ふれあいプラザ運営費です。説明欄2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業です。主なものは1つ目の黒ポツ、各種講座講師謝礼です。これは、ふれあいプラザで開催しております女性の社会復帰や再就職支援に向けた資格取得講座の講師謝礼です。私からは、説明は以上でございます。

○委員長 それでは、ここで10分間休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明を受けた部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

- ○西條富雄委員 179 ページ、地域医療推進事業の下から5つの黒ポツ、木曽広域連合負担金(一次救急)211 万円、木曽広域連合への負担金は別にあったような気がするのですが、この一次救急の説明をお願いします。
- **○健康づくり課長** こちらにつきましては、楢川地区の一次救急体制、要は救急搬送の体制に関わる負担金となっております。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- **〇柴田博委員** 183 ページのコロナウイルスワクチン接種の関係ですけれども、これは全額、国から来るということですけれども、金額についてはどういうふうに来るのでしょうか。塩尻市からこれだけ必要ですよというのか、国から1人当たり幾らと来るのか、その辺はどうなのでしょうか。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 国からの負担金につきましては、1人1回接種当たり 2,277 円が負担金として入ってきまして、あと予診のみの場合には1,694 円入ってくるような形になっております。あと、補助金につきましては、補助金の上限目安というのが、国のほうで示されておりまして、その上限を 今のところ申請をさせていただいている状況でございます。
- ○柴田博委員 その補助金の関係は、項目的にはいろんな項目書いてあって、それにそれぞれ市のほうで積算して、これくらいということをやる必要があるわけですか。それとも全体で幾らと出せばいいわけですか。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 項目ごとに積算をして提出しております。ただ、先ほどの 説明にもありましたとおりに、もう実際に支出する内容等が変わってきておりますので、その内容は今後また国 に実績報告等で変更させていただく予定でございます。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 181 ページ、予防対策事務諸経費の下のほうですけれども、安定ョウ素剤保管等事務委託料。 東日本大震災福島第一原発の事故から 10 年たつわけですけれども、忘れているわけではないのですが、最近意識が少し遠ざかっていたのですが、この委託先ですとか、あるいはどのような状態で保管がされているのかその辺についてお聞かせください。
- **○健康づくり課長** こちらにつきましては、松本薬剤師会に委託をして、確保している状況でございます。それで、3年に1回ヨウ素材を入れ替えるということで、今年度、ヨウ素剤を入れ替えておりまして、約60万円余の

経費がかかっております。それで、来年度以降、2年についてはそれを保管していただくということの経費で42,000円ということになっております。

- **〇丸山寿子委員** それから、議論されるところとしては、いざというときに素早くそれぞれに届かないといけないということがあるわけですけれども、その辺の議論というか確認といったことはどのようになっていますか。
- **○健康づくり課長** その内容については、委託契約の中で、運搬体制等については確認をしているところでございます。
- **〇丸山寿子委員** あってはならないことですけれども、そこは素早く行き渡るということが大変大切でありますので、意識をしていただきまして、確認をしていただくようにお願いをしたいと思います。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 それではコロナワクチンの件で2点ほどお伺いします。コロナワクチンを接種するに当たっては優先順位があるのですけれども、まず、入院・入所中の住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方。 次が基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方。3番目が住まいの住所と異なる方とこうなってくるのですけれども、これから決まってくるのですが、接種券が来たときに、たまたまその方は塩尻市内の方なのですけれども、かかっているドクターが市外なものですから、市外に行ってワクチンを受けてもらったときに、接種券を提出してそのワクチンの接種料は、受けたところのドクターの市が払ってくれるのか、あるいは塩尻市が払うのか、その辺をまず1つ聞きます。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 塩尻市の方が市外で受けられた場合には、国保連を経由して塩尻市に請求が来ますので、塩尻市で負担することになります。
- ○西條富雄委員 それから、集団接種、個別接種とあるのですけれども、塩尻パターンは、土日は集団接種しましょう、平日は個別接種しましょう。その中でチラシがこのように先日入ったのですけれども、個別接種における医療機関については決まり次第お知らせしますと載っています。市民の皆様からいつ頃分かるのですかと聞かれるのですけれども、いつ頃の予定でしょうか。国の方針もあるかもしれませんけれども。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 個別の医療機関につきましては、今週中に塩筑医師会に取りまとめをしていただくようお願いしておりますので、4月の段階ではお示しできるかと思います。
- ○西條富雄委員 最後に、さっきの御説明の中に、超低温冷凍庫等管理委託料について4病院に1病院 50 万円 と言いましたけれども、計算が合わないものですから。1,200 万円の予算を組んであるのですけれども、その辺の説明をお願いいたします。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 こちらにつきましては、月々5万円の管理委託料としてお支払いをするものになっております。
- ○西條富雄委員 先ほど50万円とおっしゃったのですけれども。
- ○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 50 万円につきましては、1番下の黒ポツになりますから、 980 万円がこちらになります。
- ○西條富雄委員 了解。分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○金子寿勝委員 こちらの委員会でワクチンの接種ということなのですが、フローの部分、説明がもう少し詳し

く。要は、住民基本台帳を基にして、ワクチンの接種の接種票というか、予約のところをITでやるのか、紙ベースでやるのかで、両方やってコールセンターがバックアップしてという話を口頭では聞いているのですが、フロー的にどういう流れでやるか。私だけ理解していなくて、ほかの委員はすごい理解しているかもしれないのですけれども、もし何か庁内で示したものがあれば、また委員長、今ではなくていいので、今後。要は、概略としてマスコミとかで聞いている部分と、塩尻市としてはこういう形でやっていますよというのを、簡単にまた説明していただければなと思います。

○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長 明日、視察もございますので、それまでに資料を準備してお示しするようにいたします。

○委員長では、よろしくお願いいたします。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 189 ページの母子健診事業と母子相談支援事業ですが、まず、例えば虐待ですとか、いろいろな未然に防ぐ意味で、健診に来る来ないというようなことも、一つ判断材材料になっているかと思います。乳幼児の健診ですとかに来る率は今現在、どんな状況ですか。

○健康づくり課長 健診の未受診につきましては、毎年、家庭支援課で未受診者の調査をしておりまして、健診の未受診の方については家庭支援課とも情報共有をしまして、対応しているところでございます。また、未受診については、今ほとんどのところで健診を受けていただいていますし、そのときに健診を受けられない方については、違う機会に来ていただくとか、また相談会に来ていただくような案内をして、できる限り目視といいますか、しっかり顔を見て対応できるような取組をしております。

○丸山寿子委員 それから、相談支援事業ですけれども、妊娠、出産、子育てに関する家庭訪問や相談等を通じということで、虐待でどことも接点がないような状態のようなところを、何とか家庭に入る1つのきっかけだと思うのですけれども、この辺の状況をお話しいただけたらと思います。

○健康づくり課長 現在、妊娠期から関係機関、家庭支援課と情報共有をしておりまして、今、妊娠のアンケートを取っているのですけれども、それを点数化しまして、ある一定点数以上の妊婦につきましては、家庭支援課とのアセスメント会議で検討をすることにしています。それでリスクの高い妊婦につきましては、それぞれ役割を持って対応するというようにしております。また、出産後も家庭支援課とは情報共有を図りながら、必要に応じて一緒に家庭訪問をしたりとか、虐待のリスクの高いところについては、役割を持って定期的に家庭訪問をするとかいうような形で、できる限りリスクを低減するような取組に努めているところでございます。

○丸山寿子委員 当市がどうだったのか少しうろ覚えなのですけれども、より家庭に入り込む工夫の1つとして、 出産したときに何かちょっとしたものをプレゼントするというようなシステムを取り入れているところがあるわけですけれども、その辺どうだったでしょうか。

○健康づくり課長 ある自治体では、こんにちは赤ちゃんという新生児訪問のときに、受け入れしやすいような 形で、何かお土産を持って行くような取組をしているところもございます。本市では、基本的にはそういうお土 産みたいなものはないのですけれども、新生児訪問についてはこちらから連絡をして、地区担当保健師等が訪問 をして、相談、援助しているというような状況であります。

○丸山寿子委員 あと、健診のときを利用して絵本のことですとか、それから木のおもちゃのことも、当市としての独自の取組としての機能もきちんとやっていますので、そういう受取り状況とかもまた考慮して、いい子育

てができるようにということで配慮をお願いしたいと思います。

- ○委員長 ほかにありますか。
- ○金子勝寿委員 179 ページの地域医療推進事業です。一般質問でも山口議員がお話していた松本市の小児救急 夜間センター、大変ありがたい存在なのですが。要望ということで、位置的に若干塩尻だと遠い、税務署の横な ので。あと、11 時まで確かに受付をしていただけないということで、私も行ってみて思ったのは、恐らく救急の 相澤病院とかにお世話にならないのだけれども、そうはいっても夜間どうしても心配で診てほしいという方のお 子さんの対応があるので、これは来年度以降の話ですが、もしお金をもう少し増やして、そういうサービスの向上ができるのか、もう少し塩尻寄りに設置できるのか、また要検討してみてください。要望でいいです。
- ○委員長ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 207 ページのふれあいプラザ運営事業ですけれども、これはかつて働く婦人の家のところから 始まっているかと思います。それの制度は今でもまだ続いているのか、それはもう関係ないのか、その辺の今現 在の状況をお聞かせください。
- **○男女共同参画・若者サポート課長** ふれあいプラザ条例というものがございまして、現在も引き続き行っております。以上でございます。
- ○丸山寿子委員 国から来ている働く婦人の家というのですか、そちらとは関係ないのですか。それはもう終了したのですか。
- ○男女共同参画・若者サポート課長 国のほうからは補助金等も来ておりませんし、市単独のものです。以上でございます。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

質問はないようですので、それでは 178 から 191 ページ及び 206 から 207 ページまでは以上で終了といたします。

それでは、続いて 10 款教育費 1 項教育総務費から 4 項幼稚園費 1 目幼稚園費、予算書の 266 から 293 ページまでの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、予算書 266、267 ページをお願いいたします。10 款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費、説明欄白丸、総合教育会議運営事業につきましては、設置が義務づけられております総合教育会議に係る経費で、予算では年2回を予定しています。メンバーは市長、教育長、教育委員4名で構成しております。本年度につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けて、それから自然博物館の今後について協議いただいております。

続きまして、2目教育委員会費、白丸、教育委員会諸経費につきましては、教育委員会の運営に係る経費で、 委員報酬や費用弁償等、経常的なものでございます。

続きまして、3目事務局費、説明欄一番下の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般にわたる事務的経費でございます。1つ目の黒ポツ、教育振興審議会委員報酬3人分ですが、令和3年度は事務事業の点検評価を実施する予定でございます。続きまして、268、269ページをお願いいたします。説明欄下から2つ目の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金ですが、学齢簿、就学援助費のシステム利用料負担金ということで、3市の共同調達に関わる負担金になっています。

次の白丸、教育相談研究事業につきましては、指導主事や市教育センター、家庭支援課等との連携を図りながら、不登校対策、学力向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導、助言を行い、学校、家庭、児童生徒に対し、きめ細かな支援を行っていくものでございます。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬ですが、教育総務課に配置の子と親の心の支援員2人、それから学校教育指導員が市教育センターに3人、それから中間教室、高ボッチ教室ですが、こちらに2人配置しています。また、中間教室の中学生の担当の補助員として旧臨時職員1人も配置しています。

続きまして、270、271ページをお願いいたします。1つ目の白丸、スクールバス運行費につきましては、小学校が片道4キロメートル以上、中学校が片道6キロメートル以上の遠距離通学児童生徒への対応をしているものでございます。下から2つ目の黒ポツ、運行委託料につきましては、小中学校10校を対象に運行しておりまして、現在4事業者に対して委託しているものでございます。

次に、1つ飛ばして白丸、教育センター情報教育推進費につきましては、予算説明資料の29ページに記載がございます。情報教育担当指導主事を配置し、ICT活用教育の研究や学校における授業支援等を行うと共に、教職員の業務改善のため、長野県内統一の統合型校務支援システムを導入するものでございます。3つ目の黒ポツ、パソコン等使用料につきましては、小中学校の校務用シンクライアントシステム導入を行い、業務の効率化とセキュリティー強化を図るものでございます。一番下の黒ポツ、統合型校務支援システム負担金につきましては、システム導入に伴う長野県自治振興組合への負担金で、県内統一のシステム運用となります。学校における成績管理や通知表作成、健康管理などを統一したシステムで行うことで、教職員の業務改善や負担軽減につながるものでございます。令和3年9月からの導入を予定しておりまして、1校当たり1月約4万円ほどかかる予定です。私からは一旦以上でございます。

○家庭支援課長 次の白丸、まなびサポート事業 8,218 万 5,000 円につきましては、個別の配慮が必要な児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習環境を提供するため、市内小中学校に特別支援講師及び支援介助員を配置するほか、幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び助言を行うため、家庭支援課に教育相談員を配置し、教育環境の充実に努めております。なお、次年度医療的ケアを必要とする児童の入学に伴いまして、看護師の配置を行うこととしておりますが、経費につきましては会計年度任用職員、旧嘱託臨時対応しておりますけれども、その報酬が主なものとなっております。私からは以上です。

○教育総務課長 それでは、272、273ページをお願いいたします。説明欄、最初の白丸、高等学校等振興事業につきましては、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校及び各種学校への補助を行うものでございます。1つ目の黒ポツ、私立高等学校運営費補助金につきましては、内訳が学校割が100万円、これは市内1校、都市大塩尻になります、それから生徒割が1人当たり3,500円、予算上540人分を見込んでいます。なお、令和2年度の生徒割の実績ですが、10校に対し513人に支給をしています。

続きまして、次の白丸、給食公会計事務諸経費につきましては、平成25年度から公会計化をし、その運営に伴 う事務経費で、給食費負担の公平性が増すと共に、会計事務の効率化と透明性につながっております。一番下の 黒ポツ、学校徴収金管理システム運用負担金につきましては、長野県自治振興組合への負担金となっています。

続きまして、1つ飛ばして白丸、奨学資金貸与事業特別会計繰出金ですが、基金で運用してきました奨学金について財源が不足することに伴い、一般会計から不足分を繰り入れるもので、詳細は特別会計予算で説明させて

いただきます。

続きまして、4目教職員住宅費、白丸、教職員住宅管理諸経費につきましては、塩尻市に勤務する教職員に良好な住宅環境を提供することで、学校教育の振興につなげる目的で設置しているものでございます。なお、令和2年4月1日現在、入居率ですが、38戸中15戸入居があり、39.5%の入居率となっております。なお、今年度2か所について廃止を予定しているところです。一旦、私からは以上でございます。

〇男女共同参画・若者サポート課長 続きまして、5目人権教育費でございます。予算説明資料は27ページ上段を御覧ください。説明欄1つ目の白丸、社会人権教育推進事業でございます。主なものは、上から3番目の会計年度任用職員報酬ですが、これは社会教育指導員と人権同和教育集会所管理人の報酬でございます。続きまして、274、275ページを御覧ください。一番下の黒ポツ、分館人権学習会・地区推進会議補助金ですが、各地区、各分館で行われます人権教育推進会議、人権学習会に対する補助金でございます。

1つ目の白丸、人権推進啓発事業でございます。主なものは4つ目の黒ポツ、CAP研修委託料でございます。 これは、子供が暴力やいじめから自分の身を守るための人権教育プログラムで、CAPしなのへの業務委託料で ございます。令和3年度は吉田小、広丘小、楢川小の3校での実施を予定しております。説明は以上でございま す。

○教育総務課長 続きまして、6目学校施設集中管理費、説明欄白丸、学校施設集中管理事業につきましては、 集中管理室に5人の会計年度任用職員を配置し、小中学校、保育園等の軽微な修繕や維持管理等を、チームを組 んで実施しているものでございます。また、集中管理室職員の報酬及び職員が利用する消耗品、車両関係等の費 用を計上させていただいております。下から4つ目の黒ポツ、学校管理委託料につきましては、学校用務員に当 たる業務をシルバー人材センターに委託しているものでございます。

続きまして、276、277ページをお願いいたします。7目体験学習事業費、説明欄白丸、こども未来塾等運営事業につきましては、体験学習プログラムを通じて子どもたちの生きる力を育むことを目的に、小中学生のリーダー研修や体験学習フェスティバル等を実施するものでございます。下から2つ目の黒ポツ、こども未来塾等運営委託料につきましては、NPO法人わおんに委託をしているものでございます。

続きまして、8目地域連携事業費、説明欄白丸、地域連携教育推進事業につきましては、地域の教育力を活用すると共に、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子どもたちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年度から市内の全小中学校に導入しましたコミュニティ・スクールに関する経費等になります。2つ目の黒ポツ、学校運営協議会委員報酬260人分につきましては、コミュニティ・スクールの委員報酬で、各学校30人以内で構成しています。次の黒ポツ、会計年度任用職員報酬につきましては、地域連携コーディネーターを1人、教育総務課に配置しておりまして、コミュニティ・スクールやキャリア教育、小中一貫教育等を推進しています。また、学校支援コーディネーターを中学校区に1人、合計で5人配置しておりまして、コミュニティ・スクールの推進に当たり、学校と地域、行政等との連携を図るため、中学校区に配置したものでございます。

続きまして、9目義務教育学校整備費、白丸、義務教育学校整備事業につきましては、予算説明資料 29 ページ に記載がございます。施設一体型の義務教育学校の設立に向けて木曽楢川小学校を改修し、必要な教室等を整備 するものでございます。主な工事概要につきましては、校舎棟の増築工事等を予定しています。

続きまして、278、279ページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費、説明欄白丸、小学校管理諸

経費につきましては、小学校の管理運営に係る基本的な経費を計上しています。2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬につきましては、小学校でのティーム・ティーチング講師8人分、それから学校事務職員3人分等を計上しています。それから11番目の黒ポツ、消耗品費ですが、こちらは学校配分予算、それから学級数の増に伴う物品の購入、それから校務用シンクライアント端末の購入等を予定しています。

続きまして、280、281 ページをお願いいたします。次の白丸、小学校施設改善事業につきましては、小学校施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用でございます。一番下の黒ポツ、一般工事につきましては、消防設備改修工事、それから防火設備改修工事を予定しています。

2つ飛ばして白丸、小学校英語活動サポート事業につきましては、2020年度から全面実施となっております学習指導要領において、小学校の英語教育の早期化、教科化がスタートしています。これまで教職員の英語の指導力の向上等を進めてきておりまして、担任教諭、英語専科教員、国際理解講師、ALTが連携して小学校における英語教育の推進を図るものでございます。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬につきましては、小学校に配置しております国際理解講師5人分の報酬でございます。下から2つ目の黒ポツ、外国語指導助手配置事業委託料につきましては、ALTの民間委託経費でございまして、小学校専属の1人を拠点校に配置しております。令和3年度は塩尻東小学校の予定でございます。一旦私からは以上です。

〇こども課長 それでは、予算書 282、283 ページを御覧いただきたいと思います。説明欄上から1つ目の白丸、 放課後児童教室運営諸経費でございます。こちらにつきましては、木曽楢川小学校の放課後児童教室の運営に係 る指導員の人件費が主なものとなっております。来年度4月時点の利用は23人と見込んでおります。私からは一 旦以上でございます。

○教育総務課長 それでは、次の白丸になります。小学校特色ある教育活動事業ですが、平成 28 年度からは生きる力を育む交付金として、発展、継続しているものでございます。学校においてQ-Uアンケートやコミュニティ・スクール活動等継続事業に活用しています。

次の白丸、小学校仮設校舎整備事業ですが、こちらは予算説明資料29ページに記載がございます。桔梗小学校の児童増加に伴う教室不足を解消するために、仮設校舎4教室分をリースするものでございまして、5年リース後に無償譲渡されるものでございます。1つ目の黒ポツ、営繕修繕料400万円につきましては、建設時の附帯修繕料等を見込んでいます。次の黒ポツ、仮設校舎使用料234万円余につきましては、令和4年3月の1月分のリース料となっておりまして、リース期間については令和4年3月から令和9年の2月となります。

続きまして、2目教育振興費、説明欄白丸、教育振興諸経費につきましては、各学校で行う教育の振興に資する経費で、学校に配分して執行する消耗品費、教材備品購入費、図書購入費等のほか、学力向上助成金として英語検定や算数検定を受検する児童の保護者に対して受検料の一部を補助するものでございます。1つ目の黒ポツ、消耗品費ですが、こちらは学校配分予算の増額で237万円の増、それから学校図書館システムソフトウェアの更新で59万4,000円を見込んでいます。

次の白丸、教育振興扶助費につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、校外活動費等を支給するもので、認定者数の増加見込み及び入学用品費等の国庫補助算定額の引き上げに伴い、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、合わせて56万4,000円の増額を見込んでいます。 1つ目黒ポツ、就学援助費につきましては、要保護及び準要保護児童の保護者に対する援助となりますが、440 人分を見込んでいます。なお、令和元年度末の状況でございますが、要保護児童が 14 人、準要保護児童が 419 人、合計で 433 人、全体の 13.2%を占めています。

続きまして、1つ飛ばして白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、令和2年度の学習指導要領改訂に伴う教師用の指導書や教科書等の購入が終了しておりますので、3,600万円余の減額となっています。一番下の黒ポツ、学習者用デジタル教科書導入委託料でございますが、国のデジタル教科書実証事業への参加を予定しておりまして、デジタル教科書の使用に必要となるネットワーク改修に係る委託料でございます。

次に、284、285ページをお願いいたします。一番上の白丸、GIGAスクール推進事業につきましては、予算説明資料の29ページに記載がございます。GIGAスクール構想の実現に向けた学習活動の一層の充実と主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を支援するものでございます。1つ目の黒ポツ、モバイルWiーFiルーター通信費につきましては、家庭におけるオンライン授業等で必要となる通信費用でございまして、250台を見込んでいます。次の黒ポツ、ICT支援業務委託料につきましては、学校や教員のICT活用に係る支援体制を構築し、端末操作、通信環境の支援、教材開発等、授業へのICT導入支援などを行うことで、GIGAスクール構想の加速化に伴う学校及び教員の負担を軽減するものでございます。支援に当たるサポーターにつきましては、今年度もう既に御協力いただいておりますが、市振興公社KADOのスタッフに引き続きお願いする予定でございます。次の黒ポツ、授業目的公衆送信料につきましては、ICT活用教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護のバランスを取った制度でして、補償金を支払うことにより著作物を無許諾利用できるものでございます。インターネット上のデータ活用等に必要であり、安心して授業等での活用が可能となるものでございます。

続きまして、3目給食施設費、2つ目の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、児童及び教職員に給食を提供する経費で、直営による自校給食でございます。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬につきましては、小学校に配置しております栄養士及び給食調理員への報酬でございます。中ほどの黒ポツ、給食費。こちらは食材費になりますが、児童数の減少等によりまして、376万円余の減額となっています。下から2つ目の黒ポツ、備品購入費につきましては、各学校の調理室で老朽化の進んだ設備、備品の更新となります。

続きまして、286、287ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費、主要な部分の構成は小学校費とほとんど同じでございますので、中学校費に限られる部分についてのみ御説明申し上げます。1つ目の白丸、中学校管理諸経費につきましては、中学校の管理運営に係る基本的な経費を計上しています。2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬でございますが、中学校でのティーム・ティーチング講師2人、それから養護講師1人、学校事務職員2人等の報酬となっています。下から2つ目の黒ポツ、外国語指導助手報酬3人分でございますが、JETプログラム配置のALT3人分の報酬となります。次に、288、289ページをお願いいたします。下から3つ目の黒ポツ、塩尻市辰野町中学校組合負担金でございますが、本市が管理市です両小野中学校の運営に係る負担金でございます。

次に、一番下の白丸、中学校仮設校舎整備事業でございますが、こちらは令和2年度から使用しております広 陵中学校の仮設校舎2教室分のリース料で、こちらは5年間のリース後、無償譲渡を受けるものでございます。

次に、290、291 ページをお願いいたします。最初の白丸、中学校プール改修事業につきましては、老朽化した 広陵中学校のプールを改修し、安全性の向上と教育環境の改善を図るもので、令和3年度実施設計、令和4年度 の改修工事を予定しています。

続きまして、2目教育振興費、2つ目の白丸、教育振興扶助費につきましては、小学校と同様に国庫補助算定額の引き上げ等に伴い、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、合わせて58万1,000円の増額となっております。

次に、1つ飛ばして白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、令和3年度の学習指導要領改定に伴う教師用の指導書や教科書等を購入するため、2,840万円余の増額となっています。

次の白丸、GIGAスクール推進事業につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた学習活動の一層の充実と主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を支援するもので、小学校費と違うところは、3つ目の黒ポツ、学習支援コンテンツ使用料になります。中学3年生を対象に、教員からの要望がございます家庭学習用サービススタディサプリを生徒が家庭でも利用できる環境を整備するものでございます。

次に、3目給食施設費、2つ目の白丸、給食運営事業諸経費でございますが、292、293ページをお願いいたします。6つ目の黒ポツ、給食費、食材費になります。こちらも生徒数の減少等により、430万円の減額を見込んでいます。

次に、4目塩尻西部中学校建設費、白丸、塩尻西部中学校長寿命化改良事業でございますが、学校施設の建物の機能回復、多様な学習形態への対応や省エネルギー化等の機能向上を図り、建築後80年以上の長期的な施設利用を目指すものでございます。令和3年度は予防的改修等の設計を行なう予定でございます。なお、塩尻西部中学校につきましては、平成8年に校舎棟を建築、平成10年に体育館の建築となっています。私からの説明は以上でございます。

〇こども課長 続いて同じページ、4項幼稚園費1目幼稚園費をお願いいたします。最初の白丸、私立幼稚園支援補助金のうち最初の黒丸、私立幼稚園運営費補助金でございます。こちらにつきましては、令和3年度は市内の私立幼稚園2園に定額補助として1園当たり80万円、園児数割として園児1人当たり9,000円、これを175人分見込みまして加算したものを計上しております。次の黒丸、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金、こちらにつきましては、手厚い教育が必要となります障がいのある児童を受け入れた市内の私立幼稚園3園に対しまして、児童1人当たり月額1万円を在園月数分補助するものです。私からは以上でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。266 ページから293 ページまでについて、委員の皆さんから質問ありますか。

○金子勝寿委員 283 ページの教育振興扶助費のことで、どうしても上昇傾向、扶助する家庭が、たしか五、六年前が11%ぐらいだったのが毎年0.5%ぐらい上がっている。市の扶助費よりは上昇率は低いにしても、シングルマザーとか、どうしてもコロナ禍でそういう御家庭が増えているという報道は聞いています。抜本的に、教育だけでは支えられない部分があるとは思うのですが、学校でその辺、これが増えることが悪いというよりは、逆に困っているのだったら出していかなければいけないと思うのですけど。一向に割合が減っていかないというのは社会問題なので、ここで聞くのは、全部できないことは承知しているのですが、今年の予算で何か手当てしているような施策とか、もしくは今までやってきたことがあれば教えてください。

○教育総務課長 認定状況につきましては、平成 20 年でしたか、リーマンショックあたりから大分少しずつ増えてきている状況で、先ほど申し上げましたとおり、現在では13.2%というような高い割合になってきていると

ころでございます。多分ひとり親家庭であるとか、あるいは所得が低い世帯、特に若年で子育てされている所得の低い世帯等が増えてきているのではないかなと予想はしているところなのですけれども、その中で我々としては小学校の入学用品費の前倒し支給であるとか、あるいは修学旅行費の前倒し支給、こういったものを先行して取り組ませていただいて、少しでも早く必要な方の手に届くような努力はさせてきてもらっているところでございます。できればこういった御家庭が減っていくのが一番いいかとは思うのですが、なかなか今こういった状況の中で仕事がなかったりですとか、なかなか苦しい生活をされる方が増えていると思いますので、引き続きで援助しながら景気の回復を待ちたいと思っているところでございます。以上です。

- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- **○西條富雄委員** 同じページの上の小学校特色ある教育活動事業、生きる力を育む交付金 1,000 万円余、これについて 1 校当たり幾らという上限をつけたでしょうか、つけなかったでしょうか。教えてください。
- ○教育総務課長 こちらにつきましては、平成 26 年度、始まった当初は 1 校 200 万円というような形で給付させてもらったのですが、平成 28 年度から名称も変えまして、制度設計する中で、基本的に基礎配分として 1 校 100 万円、そこに児童生徒数割というような形で、生徒数に応じて上乗せをしているというような状況で支給しています。ですので、小学校では 100 万円ちょっとから 130 万円ぐらい、中学校でも 106 万円ぐらいから 160 万円ぐらいというような幅がございます。以上です。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○丸山寿子委員 275 ページ、人権推進啓発事業の中のCAP研修委託料ですけれども、コロナ禍があった中で令和2年はどんなふうだったのか、そして令和3年に向けてどんなふうに配慮していくのか、その辺についてお願いします。
- ○男女共同参画・若者サポート課長 CAP研修につきましては、今年度は大変苦慮しまして、当初は開催できるかどうか危ぶまれたときもございましたけれども、7月以降に学校、保護者等の御協力、御理解もいただきながら、3校全部で子どもワーク、おとなワーク、教職員ワーク全て開催することができましたので御報告いたします。来年度につきましては、広丘小等マンモス校もございまして、対応を考えながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長 よろしいですか。
- **〇丸山寿子委員** 本当に他市に先駆けて非常にいい取組ですので、ぜひ工夫して頑張っていただきたいと思います。
- ○委員長ほかにありますか。
- **〇柴田博委員** 273 ページの教職員住宅の関係ですけど、市内には県が設置している教職員用の住宅もあるかと 思うのですが、ないですか。もしあれば、それと市が設置している住宅との使い分けはどのようになっているの か教えてください。
- ○教育総務課長 私の記憶でだけでしかないのですが、現在、県で運営している教職員住宅はなかったかと思います。以前、もともと県が運営していた教員住宅を、何十年前だか思い出せないのですが、市のほうへ移管して、 我々が運営しているという状況でございます。
- ○柴田博委員 そうすると、例えばスーパーのツルヤの西側のところに、教職員用の住宅がありませんでしたか。

雇用促進の並びだけど。警察の隣。

- ○**教育総務課長** 申し訳ございません。把握しておりません。
- **〇柴田博委員** それともう1か所、国道の東側のほうにも、信毎のあたりから少し中へ入ったところに1棟あったように思うのですが、違いますか。分からなければいいですけれども。
- **○教育総務課長** 小中学校で使われている部分については多分ないかと思うので、あるとすると、あとは県立高校なりの先生用かどうかではないかなという予想でしかないですが、申し訳ございません。
- ○柴田博委員 分かりました。あと、市の設置している部分ですけど、これも毎年の話ですけれど、入居率がとても低くて、今年も2棟減らすということですけれど、これは最終的にはなくすということになってくるわけですか。それは可能なわけですか。
- ○教育総務課長 遠い将来は、多分ゼロになるのではないかなという気はしておりますが、今のところ、家族数人が入れる世帯用と集合住宅用という単身の先生が入るのとございまして、比較的集合住宅用は人気がまだあるものですから、若い先生方お一人で住まわれますので、そこを残しつつ、世帯用を順次廃止できたらいいかなと考えております。
- **〇柴田博委員** 市で設置している住宅以外にも、例えば民間のアパートなどを借りていらっしゃる方もいると思うのですけれど、そういう部分の費用にも補助みたいのは出ているのですか。
- ○教育総務課長 私ども市職員も民間のアパートを借りますと、上限はありますけれども給与の手当として支給がございますので、県の職員についても同様に、給与のほうで手当が出ているという状況でございます。
- ○柴田博委員 それは市が出しているですか、県が出しているのですか。
- ○教育総務課長 県費の職員ですので、長野県教育委員会で支給しています。
- ○柴田博委員 分かりました。もう1点、違う問題ですけれど、一番最後の説明のところ、293 ページの私立幼稚園の補助金の関係ですけれど、初めの幼稚園運営費補助金は2園で、その次のものは3園ということだったのですけれど、初めのものは1園出ていないところがあるということですか。
- **○こども課長** 初めのほうは1園出ていないといいますのは、恐らくよしだ幼稚園を想定されていますでしょうか。よしだ幼稚園につきましては、実は認定こども園化が図られておりまして、今幼稚園の分類ではなくなっているという状況でございます。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○柴田博委員 それで、その2つ目のものは3園というのは、よしだ幼稚園は入っていないということですか。○こども課長 3園のことですが、こちらは1つがめぐみ幼稚園で、もう1つはよしだ幼稚園、もう1つが自然
- ○柴田博委員 2つ目はよしだ幼稚園も入っているのですね。それは、さっき言った1つ目のものと対象になる 部分が違うということですか。
- **○こども課長** 2つ目の事業につきましては、障がい児の受入れをしている園が対象となっておりますので、障がい児を受け入れている園のみということでございます。
- ○柴田博委員 対象になるのは幼稚園なわけですか。

ランド・バンバンということでございます。

○こども課長 対象は幼稚園ですが、障がい児を受け入れていない幼稚園もあるということでございます。よし

だ幼稚園は受け入れているということです。

- ○柴田博委員 でも、よしだ幼稚園は幼稚園ではないのでしょう。
- **○こども課長** よしだ幼稚園の場合、認定こども園でありまして、実は保育園部分と幼稚園部分と2つに分かれているのですが、その幼稚園部分のところに障がい児が入っているということになります。
- **〇柴田博委員** そうすると、1つ目の運営費補助金は、認定こども園の場合には幼稚園の部分には出ないということですか。
- **○こども課長** お察しのとおりでございます。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 義務教育学校整備事業の件で確認ですけれど、29 ページの説明内容を見ますと、小学校を改修し、義務教育学校に必要な教室等の施設整備を行うということなのですけれども、そうすると中学校は空くわけですよね。空いた中学校の使用目的、あるいは何か考えているでしょうか。
- ○教育総務課長 楢川中学校につきましては、今のところまだはっきりと次の用途は確定していないのが現状です。私的にはですが、体育館がございますので、これを地域に開放して利用してもらうのがいいのではないかなと。ただ、あと校舎棟については、なかなかどういう利用がいいか、今庁内でも検討しているところでございますので、今のところはそんなお答えになってしまいます。
- **○西條富雄委員** 例えばどこか民間が手を挙げて、市民の皆さんが入れるようなレストランにするだとか、あるいは宿泊施設にするだとか、そのような目的で手を挙げたら、その辺は検討していただけるでしょうか。
- ○教育総務課長 まず庁内での活用があるかどうかというのを考えた上で、そういった意見があるようであれば 検討する余地は十分にあると思っております。
- ○西條富雄委員 自然博物館の、白木先生からも頂いた世界のチョウですけれども、場所的にこれから造るところも、あれだけ飾るには場所が必要なものですから、中学校をうまく使って、昨日の市長の話の中には地場産センターのホールをうまく使っていいではないかと。それも少し狭いと思うものですから、中学校をチョウの飾るところにしたいなと思っています。実際私、いはるにいたとき、いはるの4階ホールを使っていただいて世界のチョウ展をやって、3段にして飾ったのですけれども、あのホールでも飾り切れないほどあったものですから、やはり飾らないとこれは意味がないことだと思いますので、その辺の検討はどうでしょうか。
- ○社会教育課長 自然博物館の件ですので、私から御答弁申し上げます。昨日の永田議員の議会の答弁でも申し上げましたけれども、これから自然博物館については研究会を立ち上げて、方向性並びにどういった博物館にしていくかというところを研究してまいりますけれども、まだそれはあくまでも場所をここでということを決めてしまうとなかなか動きづらいので、研究会の中ではどういったことをしていくかというところをまず議論した上で、ではどの場所なら適しているというところは検討していきたいというところが第一でございます。そうはいっても今西條委員がおっしゃるとおり、貴重なチョウでございますので、まず見ていただくということは十分検討していかなければいけないと考えておりますので、その辺も含めてこれから十分検討を重ねてまいりたいというところでございます。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○金子勝寿委員 今の義務教育学校に関連して、学区外からも受け入れられるというお話を聞いたのですが、ど

ういう形でPRとかやっていくのかというところと、部活動が非常に少ないので、西部中と一緒にやっているとお聞きしているのですが、その後どのようになったのか、義務教育学校をつくるだけでは、他の大規模校のような生徒の運営というのは、今の楢川の人口では事実上難しいので、そういう中でいかに集団生活で高校に行ってドロップアウトしないような教育をしていくのかというところを教えていただいてもいいですか。繰り返しいつも聞いてすみません。

○教育総務課長 義務教育学校の整備につきましては、ハード面は我々のほうで今責任を持って進めております。 実際の教育課程であるとか地域との連携については、今地域を中心に準備委員会を立ち上げて進めてもらっております。そんな中で、我々も考えていました小規模特認校制度の導入、今のところ、もし導入するとすれば、市内のどこの地区からでも通えるというようなものを想定していますが、ただ準備委員会の中で話し合われた中で、開校と同時に特認校制度を導入というのは少し待ったほうがいいかなという判断が出ているようです。まずは学校運営を軌道に乗せた上で1年後、2年後ぐらいをめどにそれを導入していったらどうかというのが地域や学校の意見となっております。

それからもう1点の部活動につきましては、現在、既に小規模な学校同士で連合のチームを組むような形で大会出場も認められておりまして、実際に行っている学校もございます。既に一部の部活動では西部中であったりですとかと一緒にやっている子もおりますので、だんだんとそういう流れが強くなってくれば、それに向けた支援がどんな形でできるかということを我々のほうとしては考えていく必要があると思っております。

○金子勝寿委員 山村の特色を生かしたというところはとても共感が持てるので、例えば今話があった1、2年は越境の入学は認めない方向だとか、また報告をぜひ頂ければと思います。以上です。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、266 ページから 293 ページまでは以上で終了といたします。本日の委員会はここまでといたします。大変御苦労さまでした。明日はまた 10 時から再開させていただきます。よろしくお願いします。

午後4時15分 閉会

令和3年3月10日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長

囙